

第二期 坂祝町
子ども・子育て支援事業計画

令和2（2020）年3月
岐阜県 坂祝町



目 次



第1章 計画の概要 3

1 計画策定の趣旨と背景.....	3
2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み	4
3 制度改正等のポイント.....	5
4 計画の法的根拠と位置づけ.....	7
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制と経過.....	8

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状 13

1 統計による坂祝町の状況.....	13
2 人口推計について	19
3 子育てに関するアンケート調査結果の概要	20

第3章 計画の基本的な考え方 49

1 計画の基本理念	49
2 計画の基本的な視点	50
3 施策体系.....	52

第4章 子育て施策の展開 55

基本方針 1 地域における子育ての支援	55
基本方針 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	60
基本方針 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 ...	66
基本方針 4 子育てを支援する生活環境の整備	69
基本方針 5 職業生活と家庭生活との両立の推進	72
基本方針 6 子どもの安全の確保	75
基本方針 7 支援が必要な児童への対応など きめ細かな取り組みの推進 ...	77

第5章 子ども・子育て環境の整備	85
1 教育・保育提供区域の設定	85
2 量の見込みの算出における考え方について	85
3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期	87
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 確保内容・実施時期	89
5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	101
第6章 計画の推進にあたって	107
1 計画の推進体制	107
2 計画の評価	107
資料編	111
1 坂祝町子ども・子育て会議設置条例	111
2 坂祝町子ども・子育て会議委員名簿	112



第1章

計画の概要





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

坂祝町（以下「本町」という。）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に『子ども・親・地域みんなが育つ 健やかで安心なまち さかほぎ』を基本理念とした「第一期坂祝町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援事業に取り組んでいます。

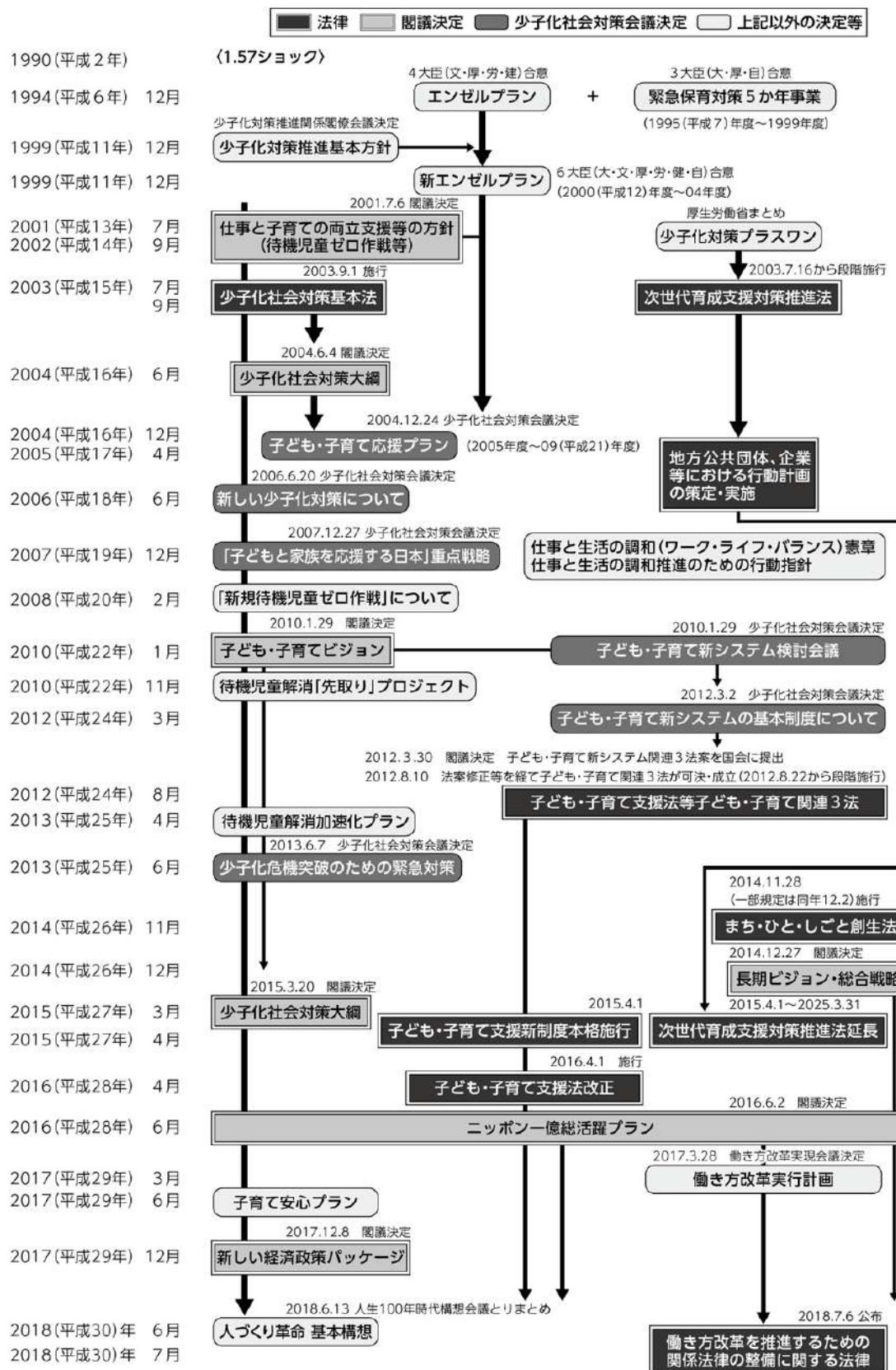
一方、国の動向をみると、平成28（2016）年4月には子ども・子育て支援法の一部が改正され、「仕事・子育て両立支援事業の創設」により、事業主拠出金率の上限の引き上げによる待機児童解消等に向けた支援を行う等の内容が追加されるなど、保育の受け皿拡大をさらに加速させる意向です。また、人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の保護者の負担軽減を図る観点から、令和元（2019）年10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートしています。

これからの子ども・子育て支援事業は、新たな制度の下で、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」を目指す必要があります。子どもの視点に立ち、人権を尊重し、性差による固定的な対応をしない配慮や、他者への理解と寛容の心を育てる取り組みにより、子どもが安心して自分らしく生きる権利を保障していきます。

本町では、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、前年度に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で「子ども・子育て会議」等で議論を重ね、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の見込量などを勘案した結果、保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第二期 坂祝町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



2 子ども・子育て施策に関するこれまでの取り組み



参考：内閣府資料



3 制度改正等のポイント

(1) 子ども・子育て支援法の改正

子ども・子育て支援法の一部改正により、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

- 幼児教育・保育の無償化

令和元（2019）年10月より、3歳から5歳までの全ての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、園や認可外施設においても費用の無償化を実施すること。

- 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

- ① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

- ② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

- ③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

- ④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。

- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。



- 放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。また、「小1の壁」や「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童会のさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目指し、事業を充実すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成 28 (2016) 年6月の改正によって、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成 30 (2018) 年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すことになりました。



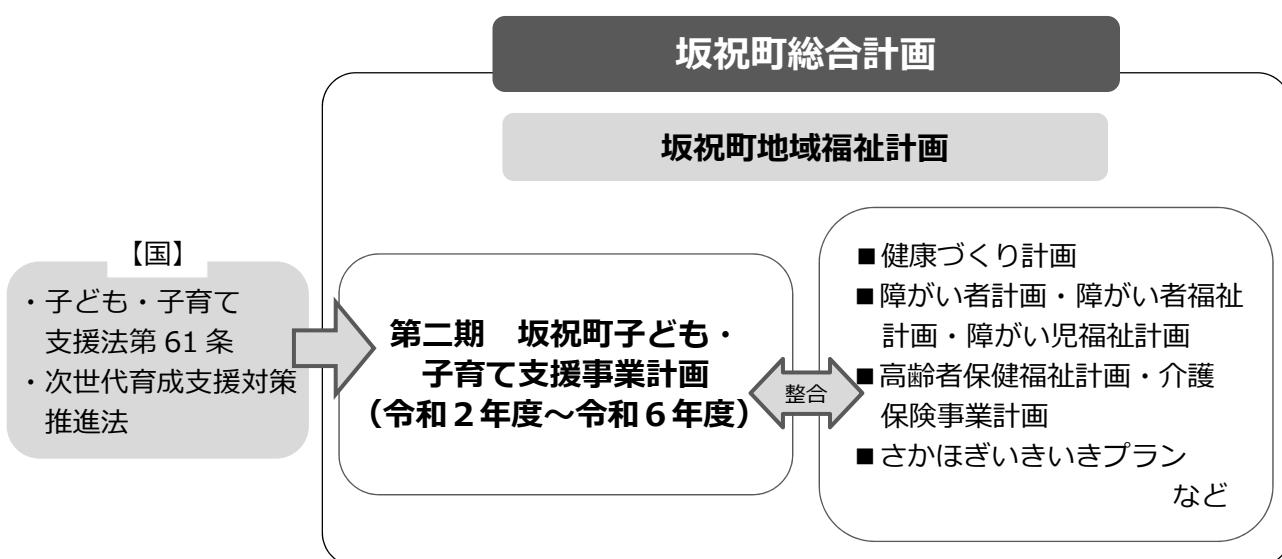
4 計画の法的根拠と位置づけ

(1) 子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、平成27(2015)年4月から全ての子どもと子育て家庭を対象に進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示すものです。

本町の町政運営の柱となる「坂祝町総合計画」を上位計画とし、総合的な地域福祉の方策を示す「地域福祉計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図りながら策定しました。

また、「第一期計画」(平成27(2015)年度～平成31(2019)年度)の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。



5 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とします。なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は必要に応じて検討し、見直します。

平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	平成31 (令和元) (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度
第一期 坂祝町子ども子育て支援事業計画										
				評価・見直し						次期計画
					第二期 坂祝町子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					



6 計画の策定体制と経過

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「坂祝町子ども・子育て会議」の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「坂祝町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を中央公民館の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。



子ども・子育て支援法（抜粋）

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状





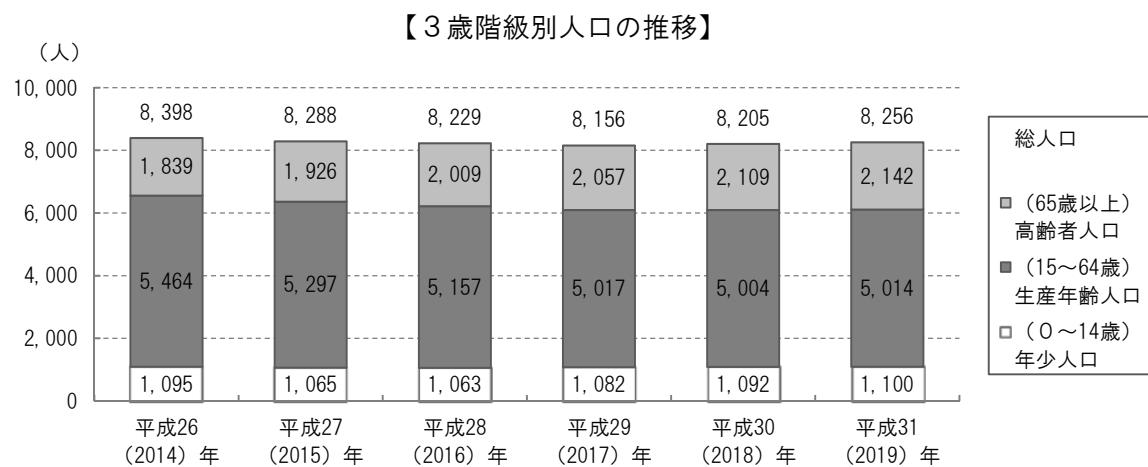
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による坂祝町の状況

(1) 人口・世帯の状況

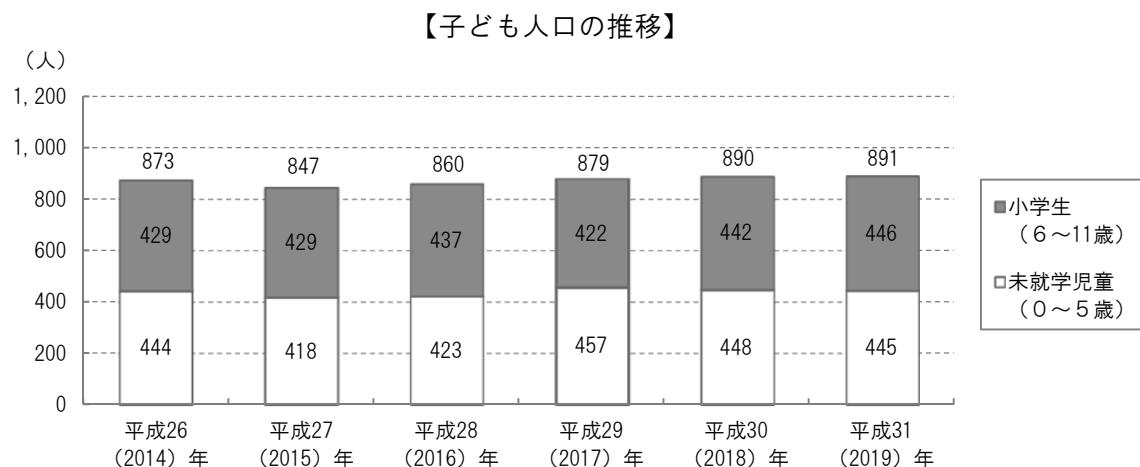
① 人口の状況

本町の3歳階級別人口の推移をみると、平成26年以降総人口は減少傾向にあります
が、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。また、生産年齢人口（15～64歳）
は平成26年度と比較すると減少しており、年少人口（0～14歳）は微増しています。



資料：坂祝町「住民基本台帳」各年9月30日現在
平成31年のみ4月1日現在

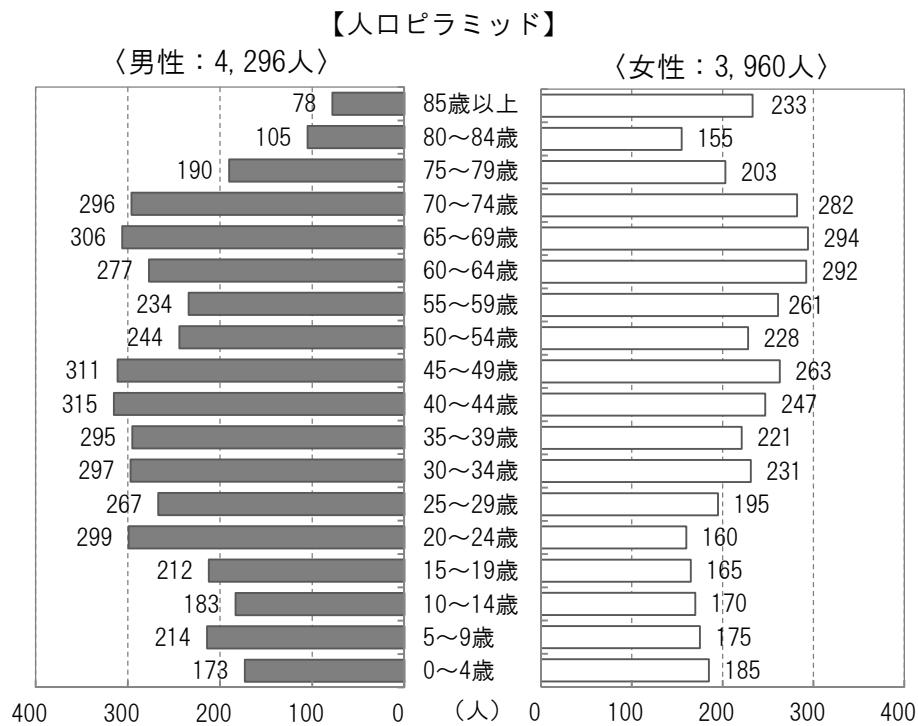
本町の子ども人口の推移をみると、平成26年度以降、0～5歳、6～11歳ともに、
減少と増加を繰り返しています。



資料：坂祝町「住民基本台帳」各年9月30日現在
平成31年のみ4月1日現在

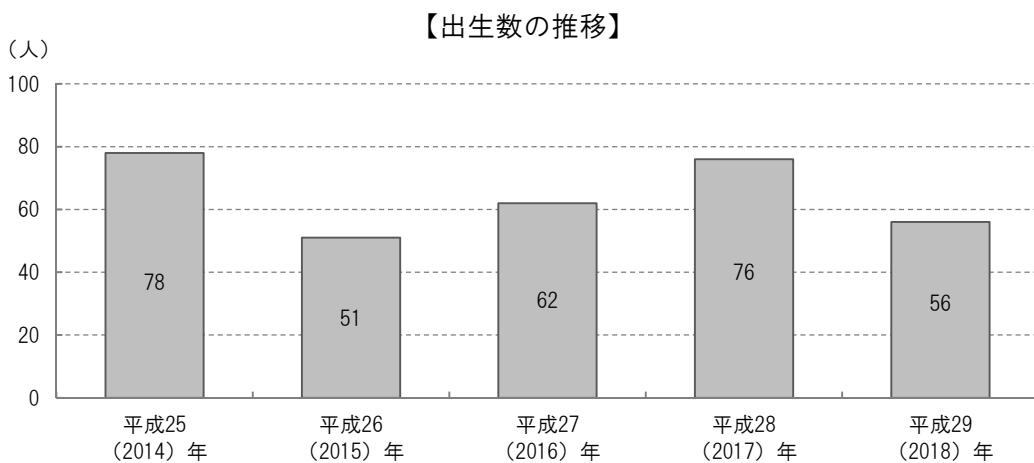


平成31年の人口を年齢5歳階級別の人ロピラミッドでみると、男性では40～44歳、45～49歳で多くなっており、女性では60～64歳、65～69歳で多くなっています。



資料：坂祝町「住民基本台帳」平成31年4月1日現在

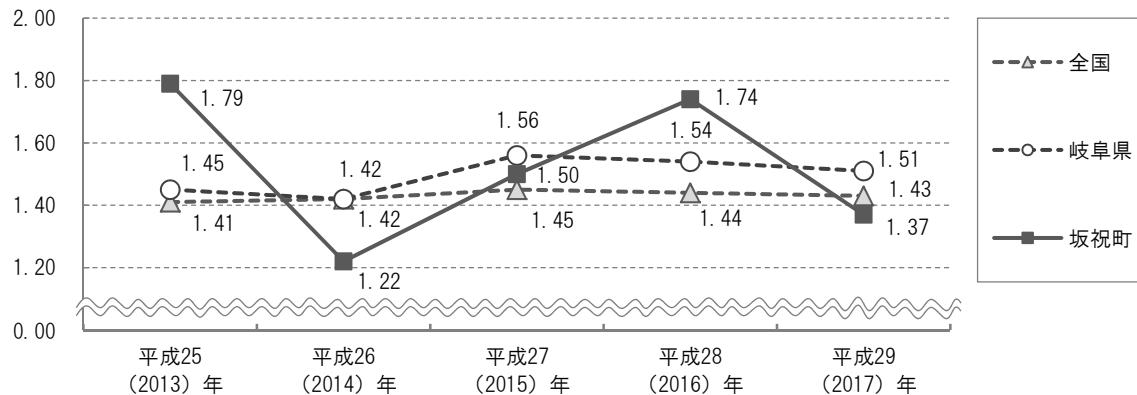
本町の出生数の推移をみると、平成29年度は56人となっており、平成25年度から増加と減少を繰り返しています。



資料：岐阜県「可茂地域の公衆衛生（2014～2018年）」各年10月1日現在

本町の合計特殊出生率¹をみると、平成25年から平成26年度に大きく減少したもの、平成28年度には再び増加しましたが、平成29年度には再び減少し、1.37となつております、国や県と比較すると低い数値となっています。

【合計特殊出生率の推移】



※全国及び岐阜県の合計特殊出生率は、厚生労働省公表値

※合計特殊出生率の算出には、全国値は各歳別の女性の日本人人口、県及び市町値は5歳階級別の女性の総人口を用いた。

※算出に用いた出生数の15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含む。

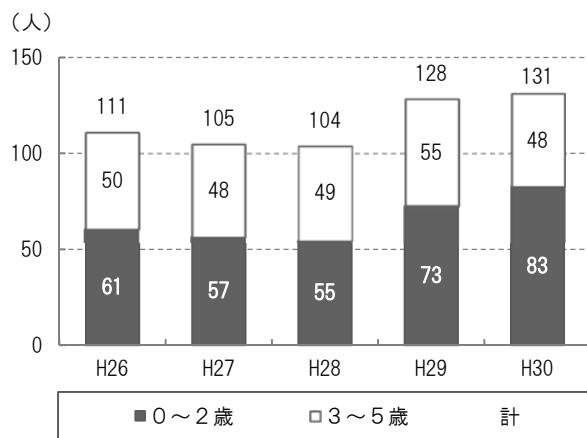
資料：岐阜県「可茂地域の公衆衛生（2014～2018年）」各年10月1日現在

② 保育所、幼稚園園児数の状況

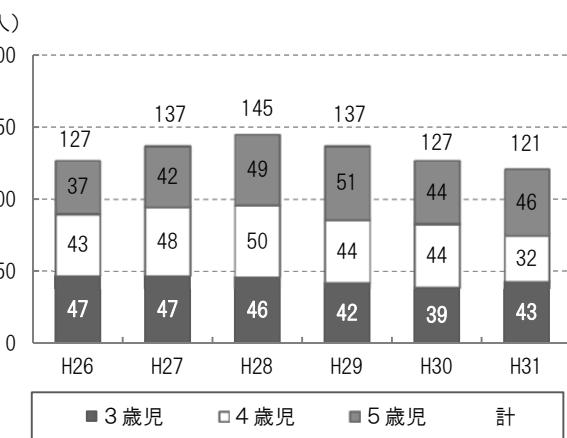
本町の保育所入所児童数の推移をみると、平成26年度から平成28年度にかけて減少していますが、平成29年以降増加傾向にあります。

また、幼稚園入園児童数の推移をみると、平成28年度から平成31年度にかけて増加している年齢もあるものの全体の児童数は減少しています。

【町内保育所入所児童数の推移】



【町立幼稚園入園児童数の推移】



資料：坂祝町教育委員会 こども課各年4月1日現在

¹合計特殊出生率：一人の女性（15～49歳）が一生の間に産む子どもの平均人数。



③ 地区の状況

坂祝町では、小学校区、中学校区とも同一の1地域区分となっています。

【保育所・幼稚園の状況】

保育所・幼稚園	園児数(人)	定員(人)	在籍割合(%)
坂祝保育園	57	70	81.4
坂祝幼稚園	121	150	80.1
遊々こども園	100	100	100.0

※保育所…平成31年3月31日現在 (広域受入含まず)

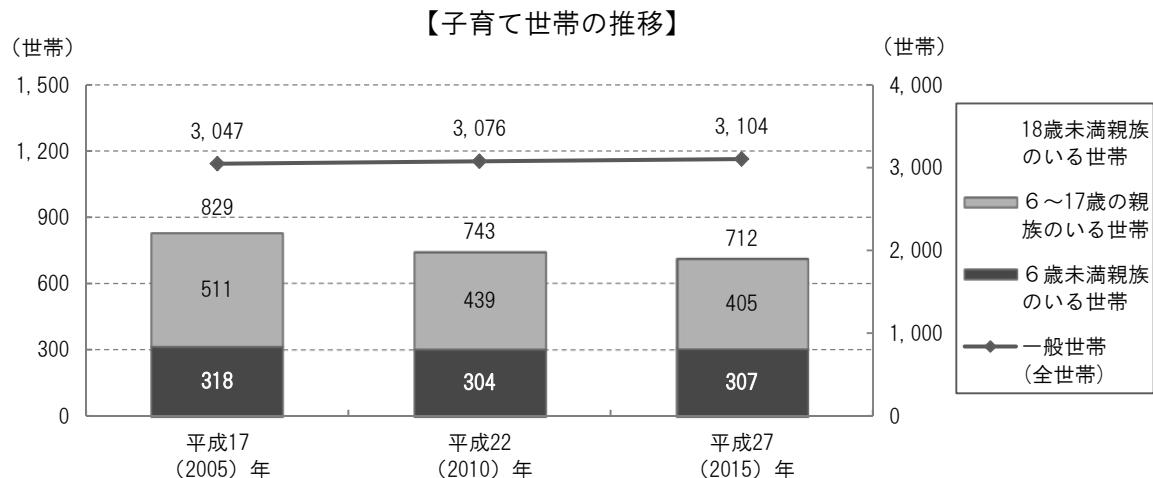
※幼稚園…平成31年3月31日現在

出典：教育委員会 子ども課 幼稚園



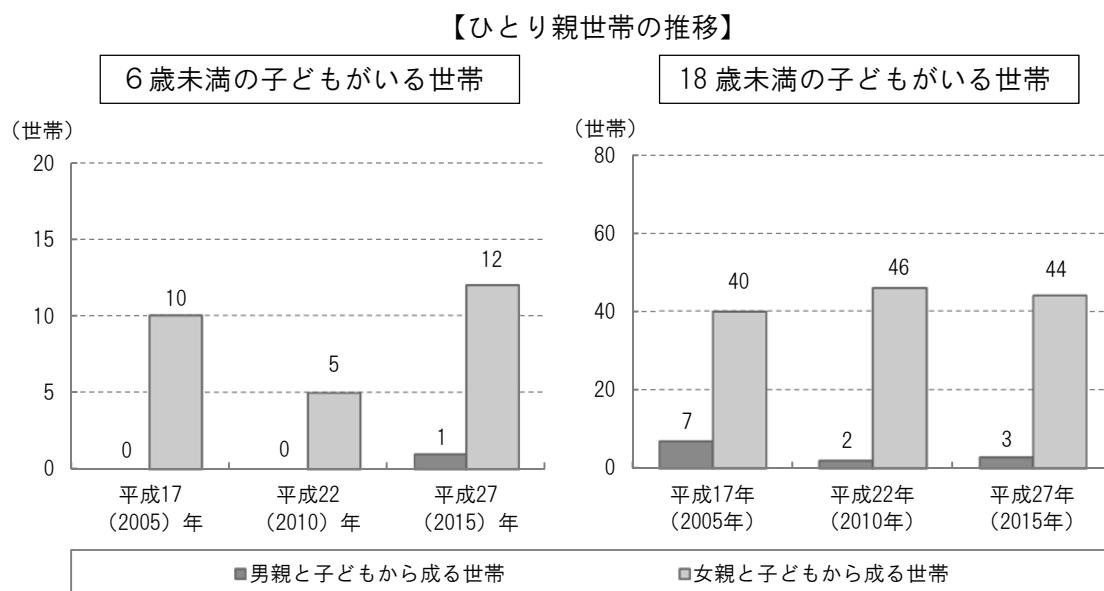
④ 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、一般世帯はほぼ横ばいで推移していますが、18歳未満の親族のいる世帯は減少しています。



資料：総務省統計局「平成 17（2005）年、平成 22（2010）年、平成 27（2015）年国勢調査結果」

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯とともに、ほぼ横ばいの推移となっています。



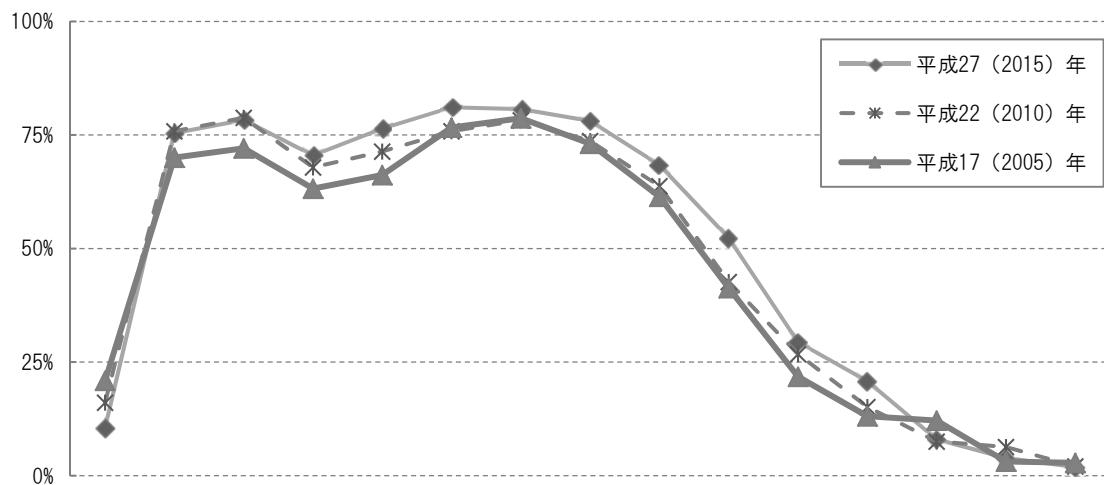
資料：総務省統計局「平成 17 年、平成 22 年、平成 27 年国勢調査結果」



⑤ 女性の労働力の状況

坂祝町の女性の労働力率は、全国的な動向と同様にM字カーブを描いていますが、平成17年と平成22年を比較すると、M字の谷の部分が上がっており、女性の就労が進んでいる現状が伺えます。

【女性の年齢別労働力率】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
平成17 (2005) 年	21.5	82.4	73.7	69.3	75.9	79.5	82.1	79.2	66.3	52.2	26.6	14.5	7.9	2.3	1.7
平成22 (2010) 年	19.6	73.8	70.3	65.0	67.6	75.5	78.5	76.8	67.3	52.5	34.1	19.8	8.1	5.4	1.8
平成27 (2015) 年	23.5	72.6	77.5	72.2	82.2	83.8	82.9	80.3	73.8	56.1	44.7	24.5	14.0	6.3	1.9

資料：総務省統計局「平成17（2005）年、平成22（2010）年、平成27（2015）年国勢調査結果」

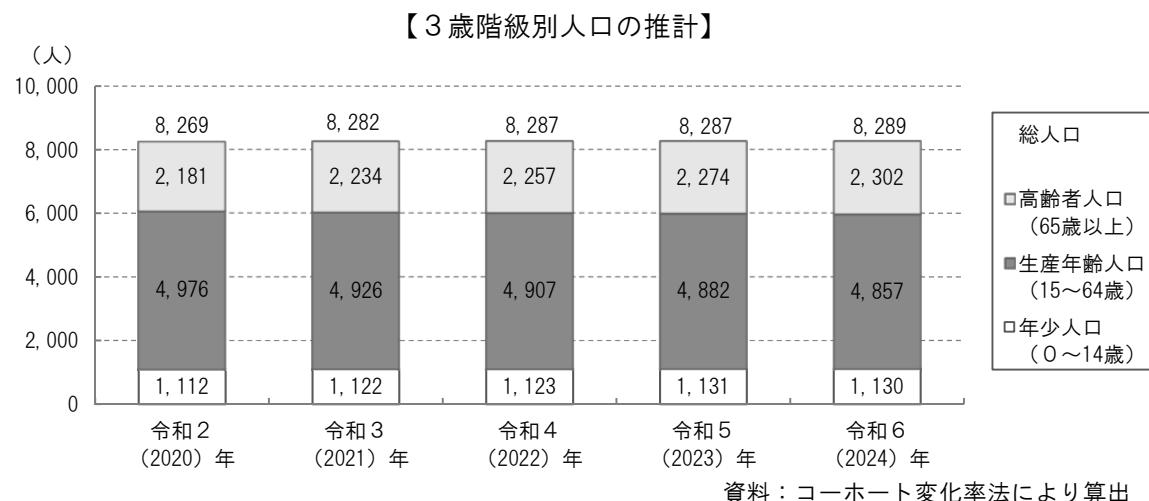


2 人口推計について

(1) 将来推計人口

計画の目標年度となる令和6年における総人口は8,289人となることが予想され、令和6年には令和2年に比べ20人増加する見込みです。

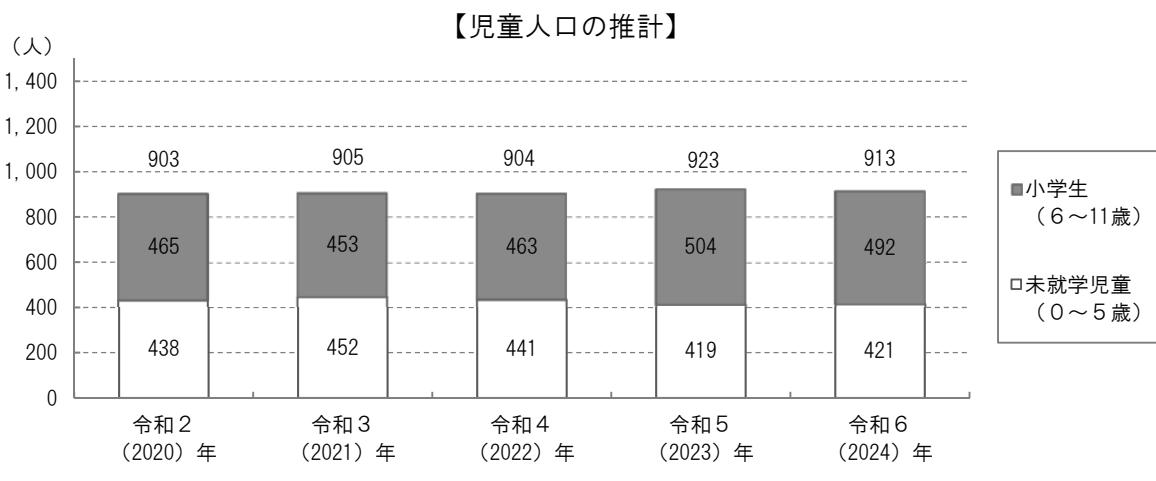
また、年少人口（0～14歳）は微増していますが、生産年齢人口（15～64歳）は減少する見込みとなっています。また、高齢者人口（65歳以上）は増加する見込みです。



(2) 児童人口の推計

未就学児童（0～5歳）・小学生（6～11歳）ともに、令和2年以降増加する年もあります。児童人口全体でみると、増加する見込みとなっています。

また、令和2年と令和6年を比べると、未就学児童では微減、小学生では増加する見込みです。





3 子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

下記の表のとおり調査を実施しました。

【子育て支援に関するニーズ調査】

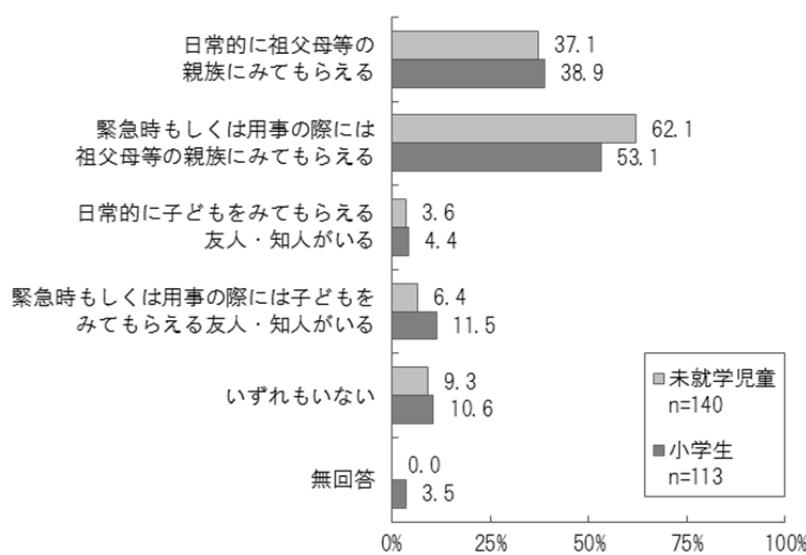
項目	就学前児童用	小学生用
調査対象者	坂祝町在住の未就学児童を持つ保護者	坂祝町在住の小学生を持つ保護者
標本数	353 件	325 件
調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
回収数	140 件	113 件
回収率	39.7%	34.8%
調査期間	平成30年12月27日～平成31年1月11日	

(2) 結果概要

① 子どもの育ちをめぐる環境について

親族・知人等協力者の状況をみると、未就学児童・小学生いずれも「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児童62.1%・小学生53.1%)が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(未就学児童37.1%・小学生38.9%)となっています。一方で、「いずれもいらない」と回答した方も未就学児童・小学生いずれも1割前後いる状況です。

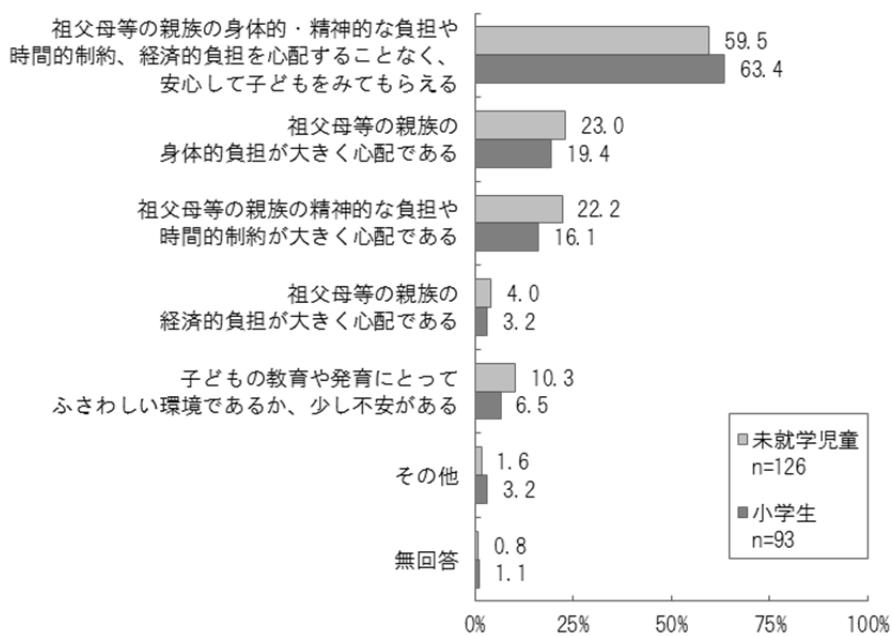
【親族・知人等協力者の状況（複数回答）】



資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況についてみると、「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約、経済的負担を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」(未就学児童59.5%・小学生63.4%)が最も高くなっています。一方で、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」(未就学児童23.0%・小学生19.4%)、「祖父母等の親族の精神的な負担や時間的制約が大きく心配である」(未就学児童22.2%・小学生16.1%)と、祖父母等の親族への負担を心配している方もいる状況です。

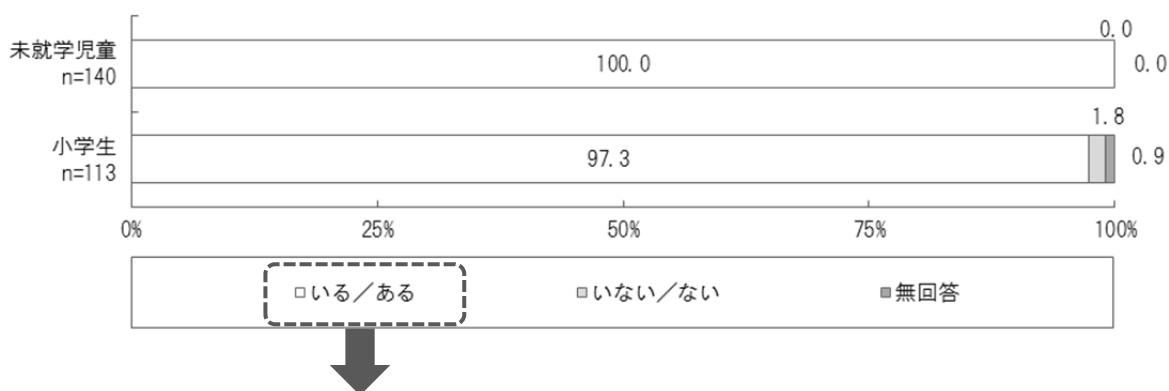
【祖父母等の親族に子どもをみてもらうことへの考え方（複数回答）】



資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

気軽に相談できる人（場所）の有無をみると、未就学児童では全ての人が「いる／ある」と回答しており、小学生でも97.3%と割合は高くなっています。

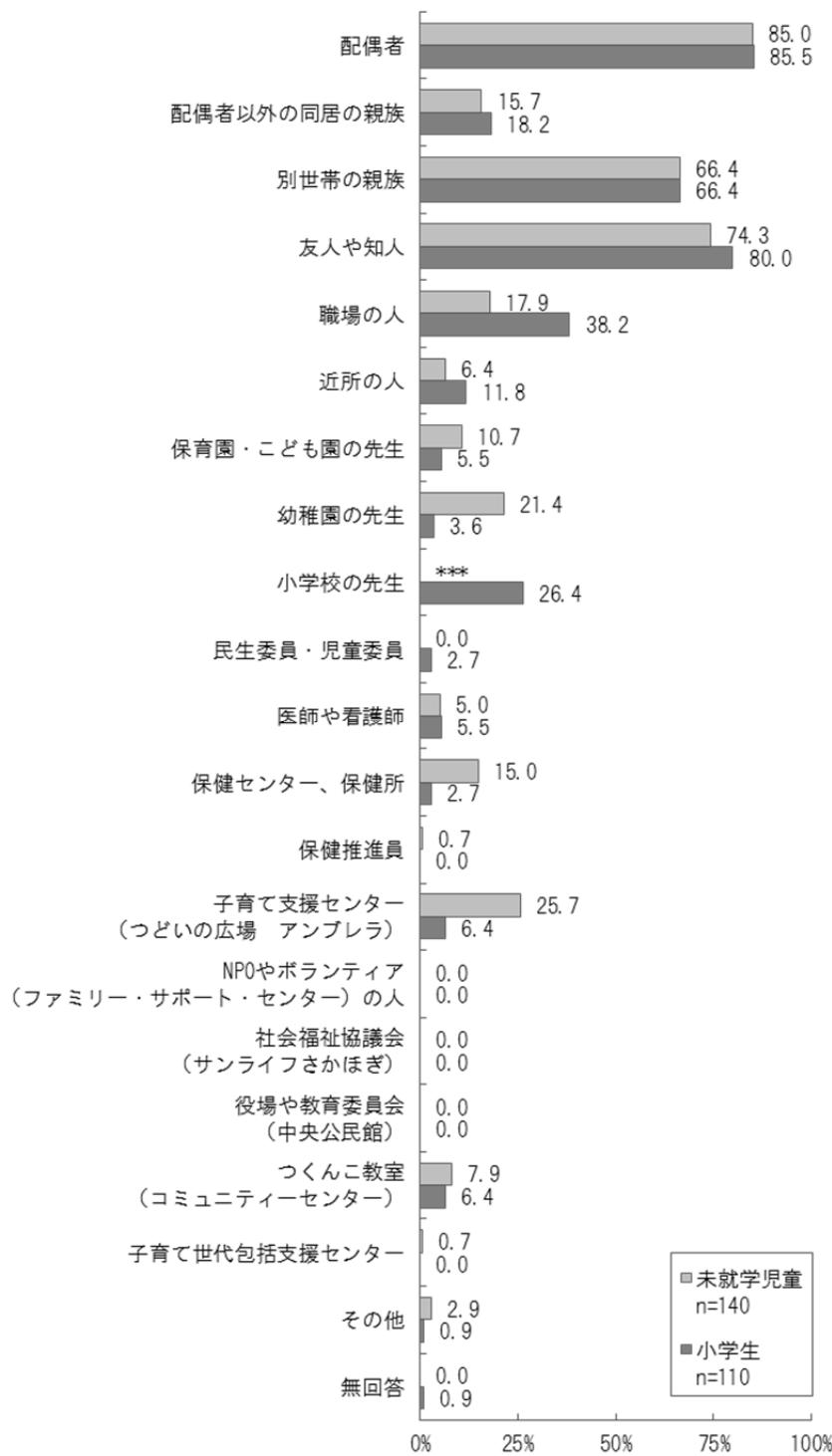
【子育てに関して気軽に相談できる人（場所）の有無】





気軽に相談できる相手の状況をみると、未就学児童・小学生いずれも「配偶者」（未就学児童85.0%・小学生85.5%）が最も高く、次いで「友人や知人」（未就学児童74.3%・小学生80.0%）、「別世帯の親族」（各66.4%）の順となっています。

【気軽に相談できる相手（複数回答）】



※未就学児童では「小学校の先生」の選択肢を設けていないため「***」としています。

資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

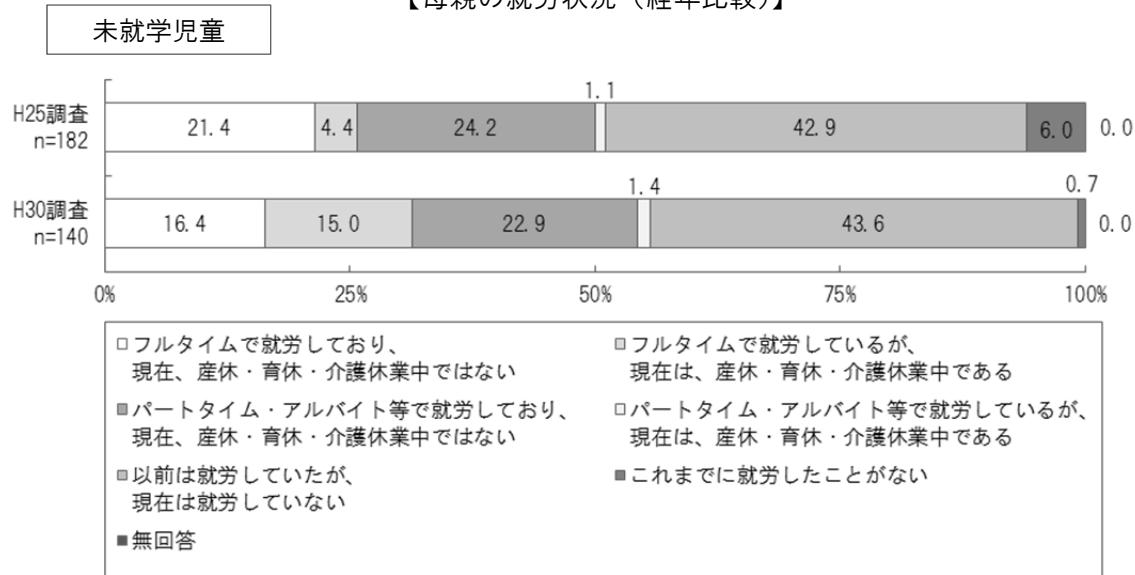


② 保護者の就労状況について

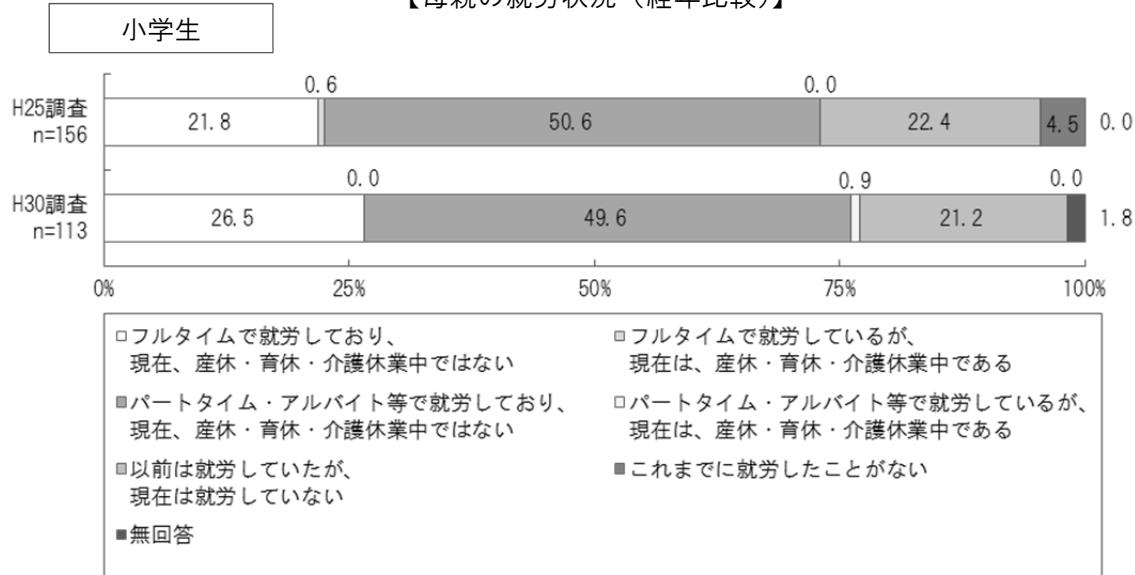
母親の就労状況をみると、現在就労している保護者（「フルタイムで就労している」+「フルタイム就労だが現在産休・育休・介護休業」+「パートタイム・アルバイト等で就労している」+「パートタイム・アルバイト等で就労だが現在産休・育休・介護休業」）は、未就学児童で55.7%、小学生で77.0%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の保護者は、未就学児童で16.4%、小学生で0.9%となっています。

前回調査と比較すると、就労している母親の割合は、未就学児童では4.6ポイント、小学生では4.0ポイント高くなっています。

【母親の就労状況（経年比較）】



【母親の就労状況（経年比較）】



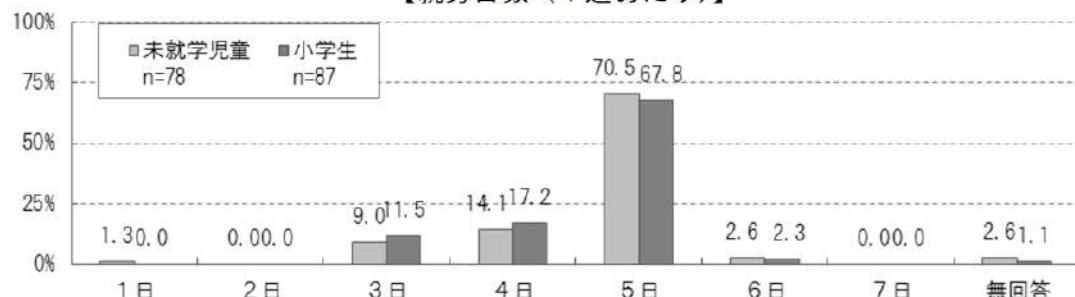
資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書



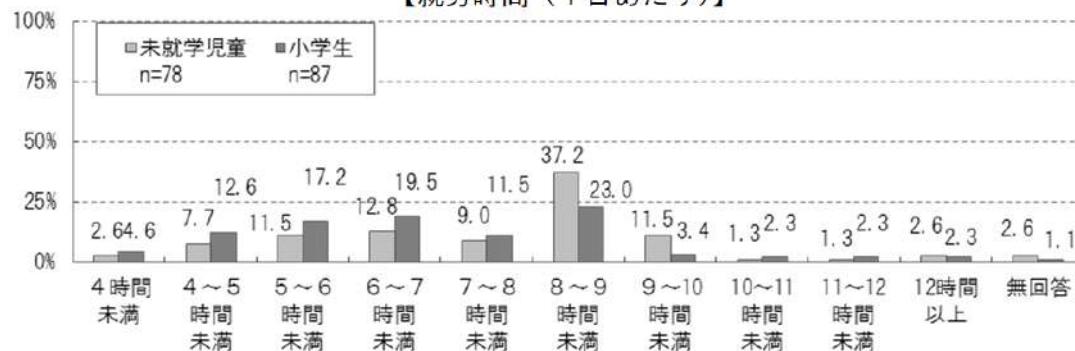
母親の就労日数と就労時間みると、就労日数では未就学児童・小学生いずれも「5日」(未就学児童70.5%・小学生67.8%)が最も高く、就労時間では未就学児童・小学生いずれも「8~9時間」(未就学児童37.2%・小学生23.0%)が最も高くなっています。

母親の家を出る時間は、未就学児童・小学生いずれも「8時台」(未就学児童50.0%・小学生52.9%)が最も高く、帰宅時間は、未就学児童・小学生いずれも「18時台」(未就学児童34.6%・小学生19.5%)が最も高くなっています。

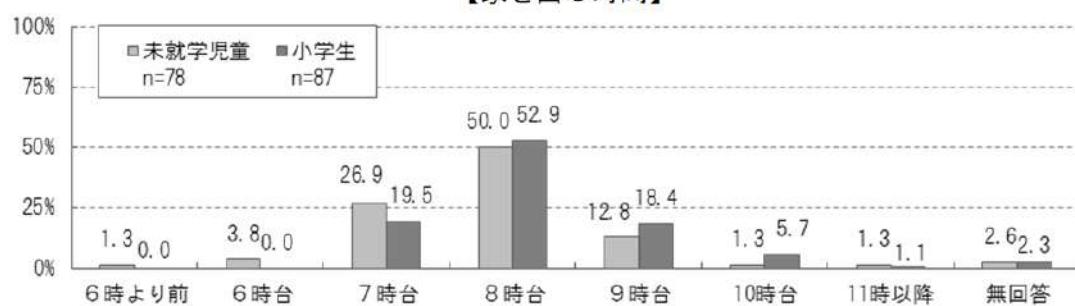
【就労日数（1週あたり）】



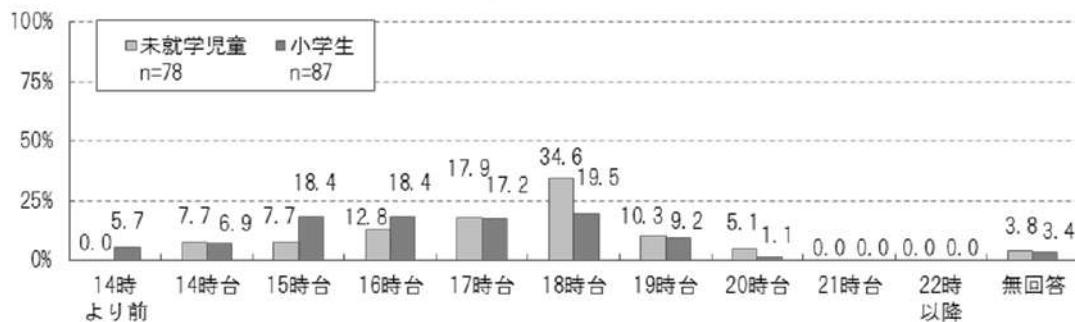
【就労時間（1日あたり）】



【家を出る時間】



【帰宅時間】

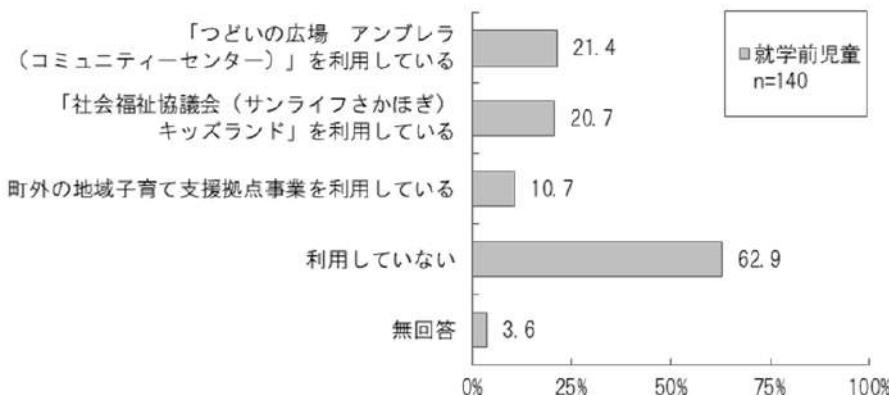


資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

③ 地域の子育て支援事業について

地域の子育て支援事業の利用状況についてみると、「利用していない」(62.9%)が最も高く、次いで「『つどいの広場 アンプレラ（コミュニティーセンター）』を利用している」(21.4%)、「『社会福祉協議会（サンライフさかほぎ）キッズランド』を利用している」(20.7%)の順となっています。

【地域の子育て支援拠点事業の利用状況（複数回答）】



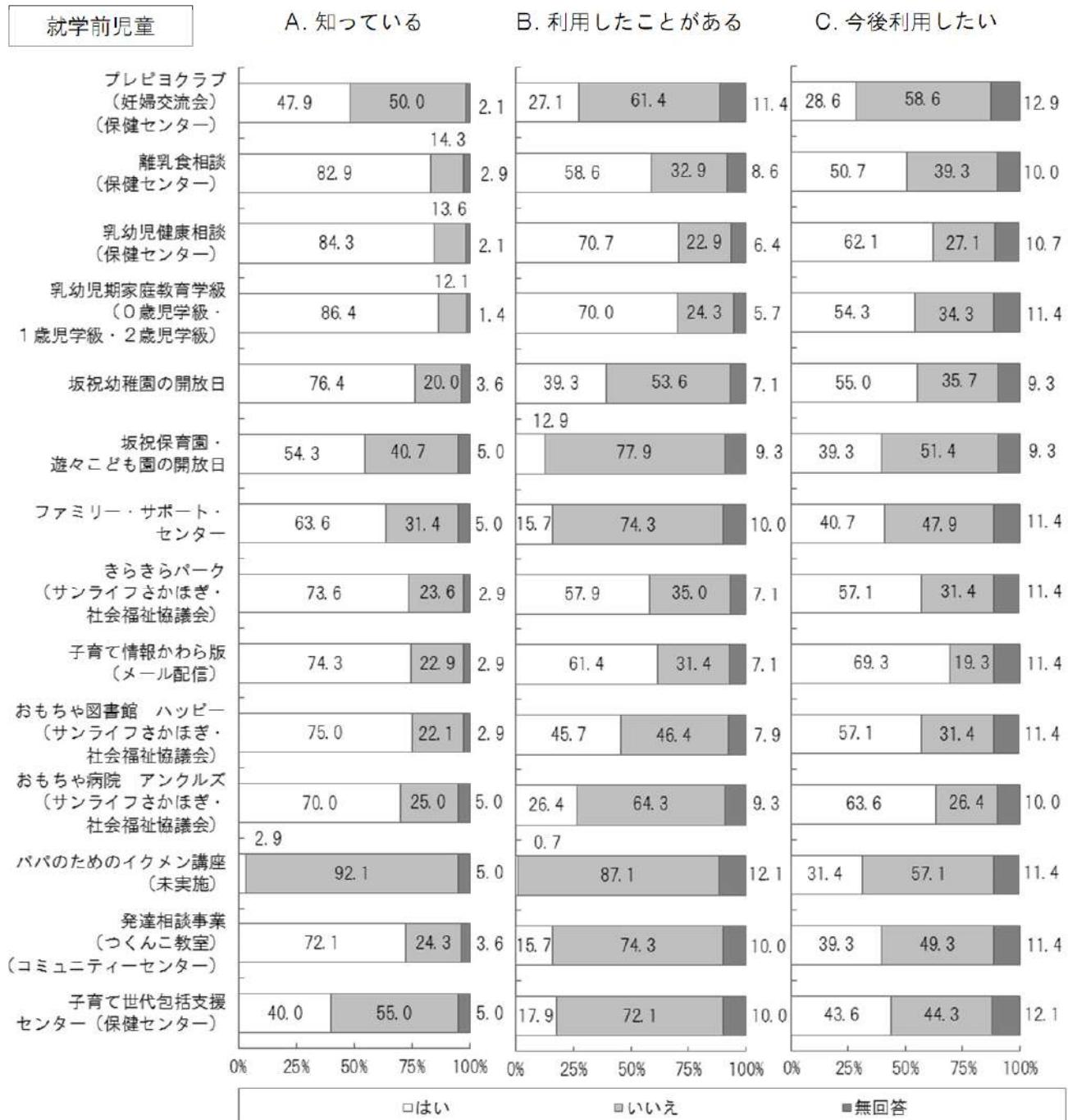
子育て支援事業のうち、「知っている」事業をみると、「乳幼児期家庭教育学級（0歳児学級・1歳児学級・2歳児学級）」(86.4%)が最も高く、次いで「乳幼児健康相談（保健センター）」(84.3%)、「離乳食相談（保健センター）」(82.9%)、の順となっています。

利用したことがある事業をみると、「乳幼児健康相談（保健センター）」(70.7%)、「乳幼児期家庭教育学級（0歳児学級・1歳児学級・2歳児学級）」(70.0%)、「子育て情報かわら版（メール配信）」(61.4%)で高くなっています。一方、未実施の「パパのためのイクメン講座」を除いた利用状況の低い事業は、「坂祝保育園・遊々こども園の開放日」(12.9%)、「ファミリー・サポート・センター」「発達相談事業（つくんこ教室）（コミュニティーセンター）」(各15.7%)となっています。

今後の利用希望をみると、「子育て情報かわら版（メール配信）」(69.3%)が最も高く、次いで「おもちゃ病院 アンクルズ（サンライフさかほぎ・社会福祉協議会）」(63.6%)、「乳幼児健康相談（保健センター）」(62.1%)の順となっています。



【子育て支援事業の認知度、利用経験、今後の利用意向】



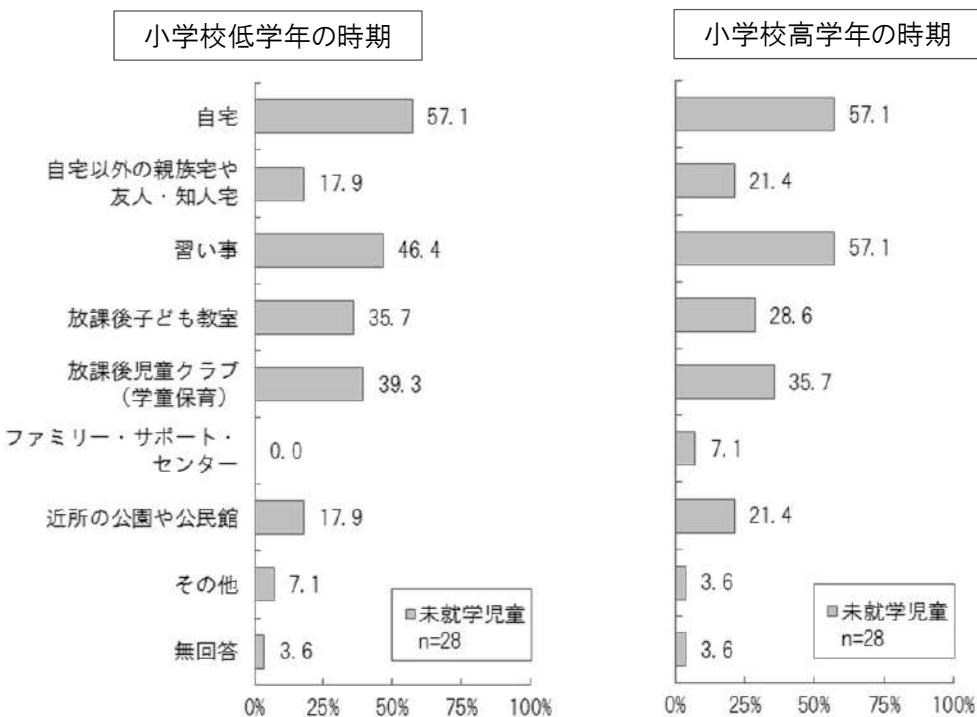
資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

④ 放課後の過ごし方について

小学校就学後、未就学児童の保護者が放課後に過ごさせたい場所をみると、小学校低学年の時期は「自宅」(57.1%)が最も高く、次いで「習い事」(46.4%)、「放課後児童クラブ（学童保育）」(39.3%)の順となっています。

小学校高学年の時期は「自宅」「習い事」(各57.1%)が最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」(35.7%)、「放課後子ども教室」(28.6%)の順となっており、低学年の時期と比較すると、「習い事」は10.7ポイント高く、「放課後児童クラブ（学童保育）」は3.6ポイント低くなっています。

【放課後の過ごし方の希望（複数回答）】



※子どもが5歳以上の保護者を対象としています。

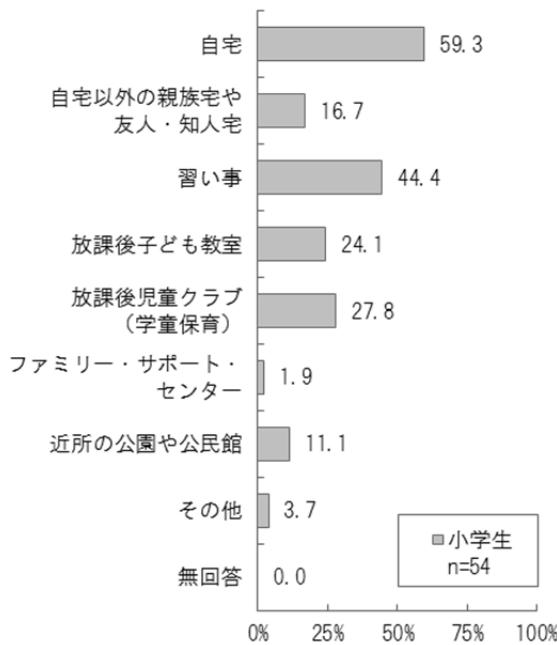
※「小学校低学年」は1～3年生、「小学校高学年」は4～6年生です。

資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書



小学生の保護者が放課後に過ごさせたい場所をみると、「自宅」(59.3%)が最も高く、次いで「習い事」(44.4%)、「放課後児童クラブ（学童保育）」(27.8%)の順となっています。

【放課後の過ごし方の希望（複数回答）】



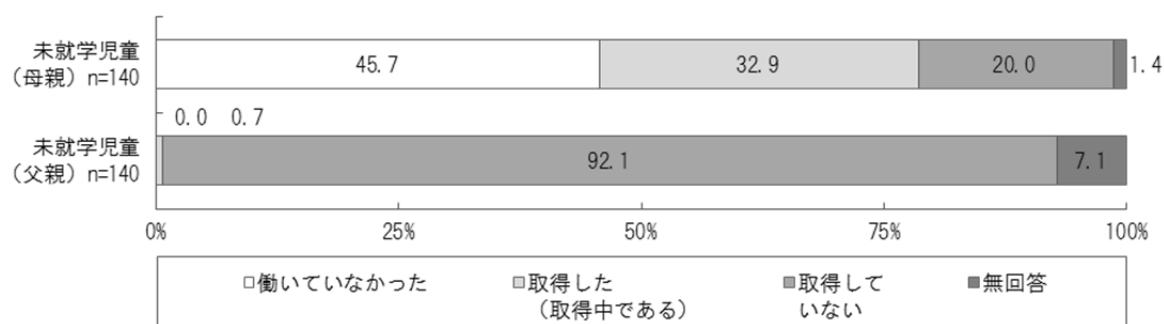
※子どもが小学校1～3年生の保護者を対象としています。

資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

⑤ 育児と仕事の両立支援制度について

育児休業制度の取得状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は32.9%、父親は0.7%となっています。

【育児休業制度の利用状況】

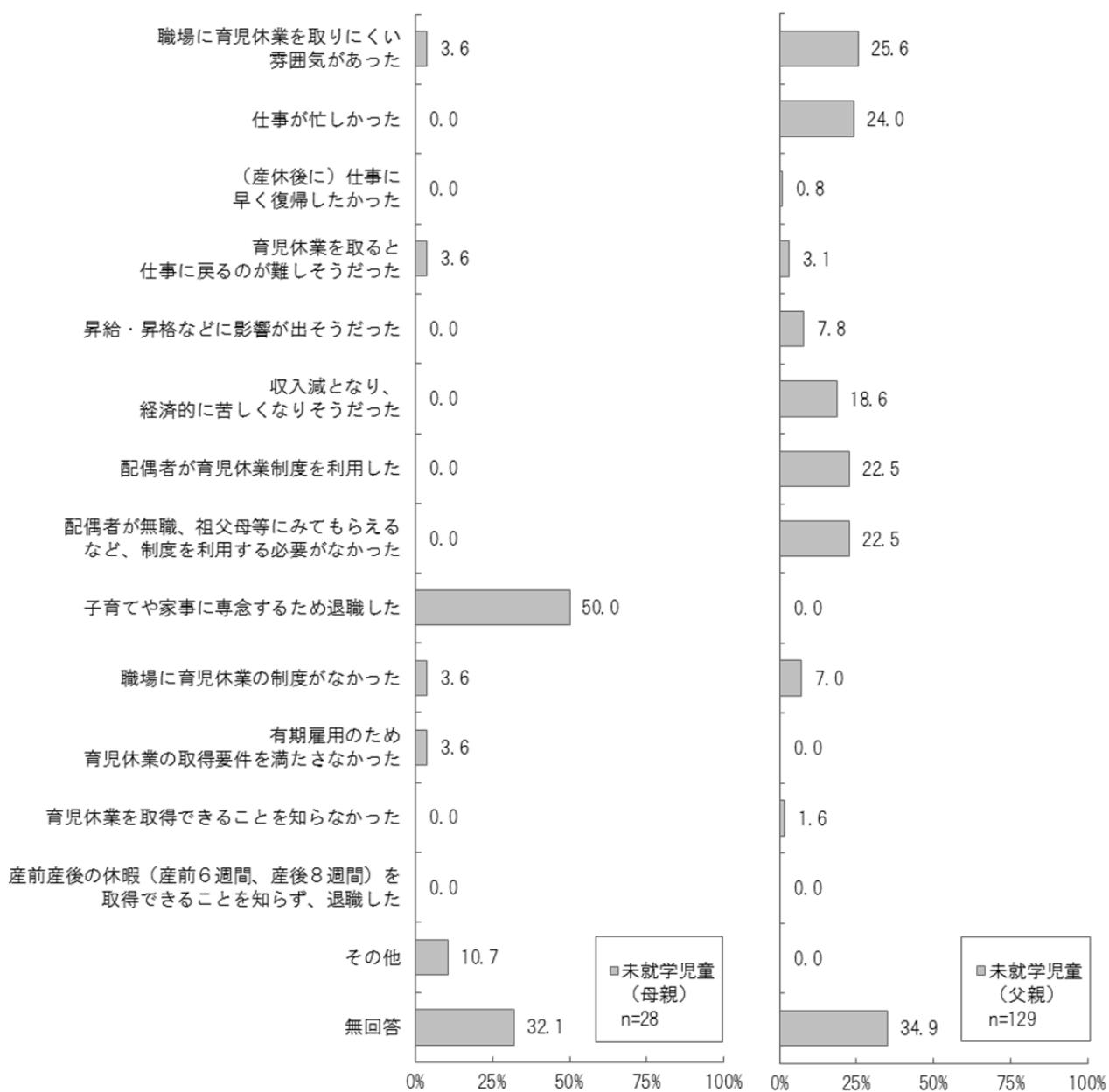


資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

育児休業を取得していない理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するため退職した」(50.0%)が最も高く、その他に「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「育児休業を取ると仕事に戻るのが難しそうだった」、「職場に育児休業の制度がなかった」、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」(各3.6%)となっています。

父親は「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(25.6%)が最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(24.0%)、「配偶者が育児休業制度を利用した」「配偶者が無職、祖父母等にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(各22.5%)の順となっています。

【育児休業を取得していない理由（複数回答）】

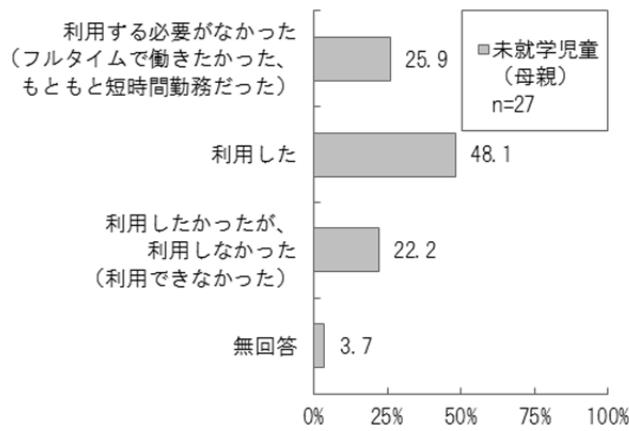


資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書



母親の職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、短時間勤務制度を「利用した」(48.1%) となっています。

【職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況（経年比較）】



資料：坂祝町子育て支援に関するアンケート調査 調査結果報告書

(3) 調査結果からみた課題等

結果1 周囲の援助を得て子育てを行っている保護者が多い

子育てについて気軽に相談できる相手は、配偶者・友人や知人

親族・知人等に協力者が「いすれもない」と回答した割合をみると、未就学児童9.3%、小学生10.6%となっており、未就学児童・小学生の保護者の多くが祖父母等の親族及び友人・知人からの協力を得られているようです。

祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく安心して子どもをみてもらえると考えている保護者は、未就学児童59.5%、小学生63.4%と半数以上となっています。

また、子育てに関して気軽に相談できる人(場所)がいる保護者は、未就学児童100.0%、小学生97.3%となっています。気軽に相談できる相手として未就学児童・小学生の保護者ともに「配偶者」(未就学児童85.0%・小学生85.5%)が最も高く、次いで「友人や知人」(未就学児童74.3%・小学生80.0%)をあげています。

地域では、「近所の人」(未就学児童6.4%・小学生11.8%)、「民生委員・児童委員」(未就学児童0.0%・小学生2.7%)をあげています。

行政の相談窓口では、「子育て支援センター（つどいの広場 アンブレラ）」(未就学児童25.7%・小学生6.4%)、「保健センター、保健所」(未就学児童15.0%・小学生2.7%)「つくんこ教室（コミュニティーセンター）」(未就学児童7.9%・小学生6.4%)をあげています。また、「幼稚園の先生」(未就学児童21.4%・小学生3.6%)、「小学校の先生」(小学生26.4%)への相談割合が高くなっています。以上の結果から、親族等からの協力を安心して得ることができない保護者に対し、既存の保育サービスや相談窓口の周知などの情報提供を行うとともに、地域の保育力の強化及び行政の相談窓口をより機能させる取り組みが必要となります。



結果2 母親の就労率（育休等を含む）は、未就学児童55.7%・小学生77.0%

母親の就労状況（産休・育休・介護休業中含む）をみると、未就学児童55.7%・小学生77.0%が就労しており、前回調査と比べて、未就学児童では4.6ポイント、小学生では4.0ポイント高くなっています。

未就学児童について、母親の就労日数は「週5日」(70.5%)、1日あたりの就労時間は「8～9時間」(37.2%)とそれぞれ最も高くなっています。

小学生について、母親の就労日数は「週5日」(67.8%)、1日あたりの就労時間は「8～9時間」(23.0%)とそれぞれ最も高くなっています。

また、母親の帰宅時間は未就学児童・小学生いずれも「18時台」(未就学児童34.6%・小学生19.5%)と最も高くなっています。

以上の結果から、「子どもの居場所」として設置されている施設等の開設時間帯を母親の帰宅時間にあわせるなど、働く保護者のニーズに即した預かり体制の確保が求められます。

結果3 未就学児童の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望は、39.3% (小学校低学年の時期)

未就学児童の「放課後児童クラブ（学童保育）」「放課後子ども教室」の利用希望をみると、小学校低学年の時期は「放課後児童クラブ(学童保育)」(39.3%)、「放課後子ども教室」(35.7%)となっています。小学校高学年の時期になると「放課後児童クラブ（学童保育）」(35.7%)「放課後子ども教室」(28.6%)となり、代わりに「習い事」(57.1%)、「自宅以外の親族宅や友人・知人宅」「近所の公園や公民館」(各21.4%)が増えたことから、ニーズの変化が伺えます。

一方、小学生（1～3年生）の放課後の居場所をみると、「自宅」(59.3%)が最も高くなっています。次いで「習い事」(44.4%)、「放課後児童クラブ（学童保育）」(27.8%)、「放課後子ども教室」(24.1%)の順となっています。

以上の結果から、子どもの年齢が上がり自立度が高まるにつれて保護者のニーズが変化していくことがわかります。



結果4 育児休業の取得（取得中である）割合は、母親が32.9%、父親が0.7%

未就学児童の保護者の育児休業の取得率をみると、母親32.9%・父親0.7%となっています。父親の取得率が極めて低い理由として、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(25.6%)、「仕事が忙しかった」(24.0%)、「配偶者が育児休業を取得した」「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」(各22.5%)、「収入減となり、経済的に苦しくなる」(18.6%)をあげています。

母親の職場復帰時の「短時間勤務制度」の利用状況をみると、48.1%となっています。

以上の結果から、育児休業の取得や短時間勤務制度の利用は母親の希望が高いことが伺われます。今後もワーク・ライフ・バランスへの取り組みや、父親の育児参加を促すための意識啓発が求められます。

結果5 利用意向の低い地域子育て支援事業は認知度を高める対策とともに 町民ニーズに沿った事業の見直しが必要

未就学児童の認知度が高い地域子育て支援事業は、「乳幼児期家庭教育学級（0歳児学級・1歳児学級・2歳児学級）」、「乳幼児健康相談（保健センター）」、「離乳食相談（保健センター）」が80%を超えています。利用経験が高い事業は、「乳幼児健康相談（保健センター）」、「乳幼児期家庭教育学級（0歳児学級・1歳児学級・2歳児学級）」が70%を超え、次いで「子育て情報かわら版（メール配信）」、「離乳食相談（保健センター）」となっています。また、利用意向が高い事業として、「子育て情報かわら版（メール配信）」、「おもちゃ病院 アンクルズ（サンライフさかほぎ・社会福祉協議会）」、「乳幼児健康相談（保健センター）」が60%を超えています。

一方、認知度は高いが利用経験の低い主な事業は、「坂祝幼稚園の開放日」（認知度76.4%、利用経験39.3%）、「おもちゃ病院 アンクルズ（サンライフさかほぎ・社会福祉協議会）」（認知度70.0%、利用経験26.4%）、「ファミリー・サポート・センター」（認知度63.6%、利用経験15.7%）となっています。

以上の結果から、必要に応じて利用してもらえるよう今後も周知します。



(4) 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価

第一期子ども・子育て支援事業計画では、7つの基本方針と23の基本施策、104の取り組み事業により構成され、その結果として事業拡充できた9事業（8.7%）、横ばい継続であった81事業（77.9%）、停滞・未実施であった14事業（13.5%）という進捗評価となりました。

評価と方向性について、以下のとおりとします（以下共通）

【結果 達成度】

- A 事業拡充（施策内容に記載されている内容よりも、更に拡充されている、進んでいる）
- B 横ばい継続（施策内容に記載されている内容を推進している、継続している）
- C 停滞・未実施（施策内容に記載されている内容の実施が遅れている、実施していない）

■基本方針1 地域における子育ての支援

基本施策1 地域における子育てサービスの充実

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) (必須事業)	子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。公民館等でサロン、講習会等を開催し、地域でのふれ合いを図ります。	こども課 (アンプレラ)	B	継続
2	子どもの発達・教育相談事業	子どもの発達や教育、生活の中での困ったことなどの相談に応じます。	こども課	B	継続
			教育課	B	継続
3	一時預かり事業 (必須事業)	保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れ、兄弟の行事参加等の理由により一時的に保育が必要となったときに、保育園等で児童を預かります。	園	C	その他
			こども課	B	継続
4	病児・病後児保育事業 (必須事業)	専用スペースにおいて、病気回復期にある児童を一時的に預かります。 町内(1)美濃加茂市(1)可児市(1) 各務原市(1)関市(2) ※()内利用可能施設数	病児病後児保育室	B	継続
5	ファミリー・サポート・センター事業 (必須事業)	子育てを手伝って欲しい人と、子育てを手伝いたい人が会員になり、お互いに助け合う組織を作り、地域で子育てを行います。	こども課	B	継続
6	子育て短期支援事業 (必須事業)	【ショートステイ事業】 保護者が病気の場合や日常の保育ができない時などに、児童養護施設等において一時的に児童を預かります。 【トワイライトステイ事業】 保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等にて生活指導、	こども課	B	継続



No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
		夕食の提供等を行います。			
7	子育て情報メール	坂祝町メール配信サービス「かわらくんメール」等を使って、子育て支援及び子どもの健康に関する様々な情報を提供します。	こども課	B	継続

基本施策2 教育・保育サービスの充実

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	通常教育事業 (必須事業)	幼稚園・こども園において、就学前の3歳から5歳までの子どもを対象に幼児教育を実施します。	幼稚園 こども園	B	継続
2	通常保育事業 (必須事業)	家庭で児童の保育にあたる者が、労働・疾病・看護等の理由により保育できない場合に、就学前の子どもを対象に保育所において保育を実施します。また、地域型保育事業を行う者が、町内で小規模保育等を実施する場合は、十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。	保育園 こども園	B	継続
3	時間外（延長）保育事業 (必須事業)	通常の保育所開所時間外の保育ニーズに対応します。	保育園 こども園	B	継続
4	一時預かり (幼稚園型) 事業 (必須事業)	通園児を対象に、通常教育の時間を超えて一時預かりを実施します。	幼稚園 こども園	B	継続
5	障がい児保育事業	希望する教育・保育が受けられるように、集団生活をおくるために支援が必要と認められる障がいのある子どもに対して、支援員の加配を行います。	こども課	B	継続

基本施策3 子育て支援のネットワークづくり

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	子ども・子育て会議の実施	坂祝町子ども・子育て会議を開催します。 会議では、子育て支援に関わる多様な主体で構成し、坂祝町子ども・子育て支援事業計画の評価及び検証等を行います。	こども課	B	継続
2	子どもの情報交換会	子どもの療育に関する福祉・教育・医療等の円滑な連携を図るために、こども課が中心となり、療育も含めて各担当者が定期的に会議を開催し、状況や問題点を話し合います。	こども課	B	継続
3	民生・児童委員と園・小・中学校との懇談会	各機関の代表者と民生・児童委員との懇談会を行い、情報提供等を行うこと	福祉課	B	継続



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
	懇談会	で、地域の児童の健全育成について共通認識を図ります。			
4	サンサンふれあい交流会	園・シニアクラブ、身体障害者福祉協会、老人ホーム、ボランティアによる世代間交流を図ることを目的とした運動会を行います。	福祉課	B	廃止
5	子育て講座 「ノーバディーズ パーフェクト プログラム」	子育て講座「ノーバディーズパーエクトプログラム（NP）」を開催し、母親たちがお互いを認め合い・支え合う育児を学ぶ機会を提供します。	こども課 (アンプレラ)	B	継続
6	子育て支援アプリ	子育てアプリ「ほぎっこナビ」を通して、子育て情報を分かりやすく発信します。 母子健康手帳配布時や転入時にアプリの導入啓発をします。	こども課	A	継続

基本施策4 子どもの健全育成

(ア) 地域の協力による子どもの健全育成

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	子ども会育成協議会	単位こども会は、仲間と活動を共有することによって、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動になります。 子どもは遊び仲間を求めており、遊びを通じて社会の一員として必要な知識、技能、態度を学んでいます。このような遊びの特徴を捉え、育成協議会は、単位子ども会が健全な仲間づくりや心身の成長発達に大切な活動を実施できるようにサポートします。	教育課	B	継続
2	青少年育成町民会議	地域で支え合う子育て環境の整備、親子のふれ合い等を目的とした事業を園、小中学校、各PTA、その他の各種団体の協力を得て展開します。	教育課	B	継続

(イ) 地域の協力による子どもの健全育成

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	放課後子ども教室	小学生児童が、多様な経験や活動ができる機会を提供します。	こども課	A	継続
2	放課後子どもクラブ (学童保育) (必須事業)	両親が就労等している小学生児童を対象に、生活指導や遊びの指導を行います。	こども課	A	継続



基本施策 5 地域における人材育成

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	利用者支援事業 (必須事業)	多様化する子育て支援サービスの中から、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを適切に選択し、利用できるようにコーディネートを行う人材を育成します。	こども課	B	継続
2	人材育成事業	子育て支援に携わる人材を発掘し育成します。また、多世代の人材がそれぞれ活躍できる場所の提供を行います。	こども課	B	継続



■基本方針2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	妊婦交流会 (プレピヨクラブ)	同じ時期に出産をする母親、父親に交流の場を提供し、妊娠中からつながりが持てるように支援します。また、妊娠、出産、育児における必要な知識や情報を提供します。 助産師から、お産の進み方や母乳育児についての講話をを行い、その後個別相談を行うことで出産へ向けての心構えと不安の軽減に努めます。また、家族学級では沐浴体験や妊婦体験を行い家族の育児参加を推進していきます。	保健センター	A	継続
2	養育支援事業 (ハイリスク妊産婦、乳幼児家庭訪問) (必須事業)	医療機関や保健所と連携をとり、妊娠中から継続した支援を行います。健診や相談事業など子育てに関する情報を提供します。また、必要時は家庭訪問等で母親の育児不安の軽減、子どもの成長発達を支援します。 また、こども課等の関係機関と情報交換を行いながら連携を図ります。	保健センター	A	継続
3	乳児家庭訪問事業 (こんにちは 赤ちゃん訪問) (必須事業)	出生後2ヶ月以内を目指し、保健師が家庭訪問し、子どもの発育・発達の確認と育児支援を行います。また、予防接種や健康診査等について説明を行い、適切な時期に受診できるよう支援していきます。	保健センター	B	継続
4	ひよころころちゃん事業 (0歳児交流事業)	同じ時期に誕生した乳幼児と保護者を対象とし、育児の指導、母親の不安を解消するなど、仲間づくりの場を提供し、乳幼児学級、つどいの広場への参加へつなげます。	こども課 (アンプレラ)	B	継続
5	乳幼児健康診査事業	4～5ヶ月児・9～10ヶ月児・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診を行い発育発達の確認、疾病、虐待などの早期発見、育児不安の軽減に努めます。	保健センター	B	継続
6	乳幼児健診等 フォローアップ事業	要経過観察児等を把握する目的で、遊びの教室(年6回)を行います。そのほか教室や相談事業の際に確認を行い、フォローアップの充実に努めます。	保健センター	B	継続
7	乳幼児健康相談事業	乳幼児健康相談・離乳食相談・1歳児歯みがき教室・2歳児歯みがき教室を行い、親の育児不安の解消を図ります。また、集団教育の際に事故防止等について指導を行います。	保健センター	B	継続
8	運動発達相談会	運動発達についての心配ごとを身近な場所(つくんこ教室、保健センター)で相談できる機会を提供します。 専門的な助言を行いながら早期に対応し、支援を行います。	こども課	B	継続
			保健センター	B	継続



基本施策2 「食育」の推進

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	食育教室の料理作りや食における教育	食生活改善推進協議会により、親子で料理体験の実施や食について学ぶ機会を提供します。 また、町内の園、小中学校に出向き食育教室を開催します。	食生活改善推進協議会	B	継続
			保健センター	B	継続
2	健診時等における栄養士の相談及び知識の普及	乳幼児健診、乳幼児相談、離乳食相談や乳幼児期家庭教育学級等で栄養士が食事に関する知識の普及に努めます。	保健センター	B	継続
3	歯科保健事業	妊娠歯周病健診、1歳児歯みがき教室、2歳児歯みがき教室、フッ素塗布、フッ化物洗口を行い虫歯予防に努め、健康な歯でおいしく食事がとれるよう支援します。	保健センター	A	継続

基本施策3 小児医療の充実

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	医療情報の提供	感染症の流行期に近隣医療機関、保健所等と連携を図りながら体制を整備し、医療等の情報を提供します。 近隣の医療機関情報の冊子を配り情報提供を行い、かかりつけ医を持つよう啓発します。また、乳児訪問の際に小児救急医療電話相談(♯8000)について説明し、病気やけがに対応できるよう普及啓発していきます。	保健センター	B	継続
2	福祉医療費助成	出生から中学校卒業までの間、子どもの医療費を無償化し、子育て家庭の費用負担を軽減します。	住民課	B	その他

基本施策4 不妊に対する支援

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	不妊相談	不妊相談、家族計画について相談できる場の提供をするとともに、岐阜県が実施する相談事業の情報提供をします。	保健センター	B	継続
2	一般・特定不妊治療費助成事業	一般不妊治療・特定不妊治療にかかる医療費を一部助成します。	保健センター	A	継続



■基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

基本施策1 次世代の親の育成

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	乳幼児とのふれあい 体験学習事業	中学生が乳幼児とふれ合う機会を持つことや妊婦体験により、命の尊さや育児について学びます。	こども課	B	継続
			中学校	B	継続
			保健センター	A	継続
2	職業体験	中学校の事業の一環として、町内の事業所等で職場体験を行うことで、働くことについて考える機会を提供します。	教育課	B	継続
			中学校	B	継続

基本施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	園・小・中の連携	幼稚教育推進事業の成果を生かしながら、町教育研究会が主体となり、合同研修会を実施し、職員同士の交流を深めるとともに、子ども同士が交流できる事業を実施します。	こども課	B	継続
			教育課	B	継続
			園	B	継続

基本施策3 家庭の教育力の向上

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	家庭教育学級 推進事業（就学前）	子育て支援やしつけ・食育・コミュニケーションの大切さなどをテーマに、家庭教育に関する学習会や交流会を乳幼児の保護者を対象に開催します。各関係機関においても年齢層に合った講演会を開催するなど、保護者や地域を対象にした家庭教育に関する啓発を実施します。	こども課	B	継続
2	乳幼児期家庭教育 学級（父親教室・ 祖父母教室）	父親の役割や祖父母の関わり方、子どもとのふれ合い方を学ぶ場や父親同士の交流事業を実施します。	こども課	B	継続
3	家庭教育学級 推進事業（就学後）	乳幼児期の家庭教育学級で作られたつながりを基盤に、親としての誇りを高めるための講演会の合同開催等を行い、PTA活動や学校行事とタイアップした家庭教育を支援します。	教育課	B	継続



■ 基本方針 4 子育てを支援する生活環境の整備

基本施策 1 子育て世代を中心としたつどいの場の確保

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) (必須事業)	子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。公民館等でサロン、講習会等を開催し地域でのふれ合いを図ります。	こども課 (アンブレラ)	B	継続
2	キッズランド (サンライフさかほぎ)	サンライフさかほぎ内の「キッズランド」において、気軽に親子で利用できるスペースを提供します。	社会福祉協議会	A	継続
3	きらきらパーク (サンライフさかほぎ)	就園前の親子が集える「きらきらパーク」を定期的に開催し、交流や相談ができる場を確保するとともに、運営するボランティアの育成に努めます。	子育てボランティア	B	継続
4	おもちゃ図書館 「はっぴー」 (サンライフさかほぎ)	おもちゃ遊びを通じて、子どもの関心や興味を助長するとともに、親子や祖父母、障がいの有無に関係なく気軽に集まって一緒に遊び、交流する場を提供します。	子育てボランティア	B	継続
5	おもちゃ病院 (サンライフさかほぎ)	家庭で使わなくなったり壊れてしまつたおもちゃを治療（修理）し、再利用するために開院（設）し、物を「大切にする心」「いたわりの心」を親子で学び、交流を図ります。	子育てボランティア	B	継続
6	公園施設維持管理事業	身近で子ども同士で遊べる場の確保のため、また、地域の方が集える場とするため、地域の皆さんと協働により、老朽化遊具の取り替えや危険箇所の点検と修繕をするなどの整備方法を検討し、安全を確保します。	子ども会	B	継続
			教育課	B	継続
			自治会	B	継続



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

基本施策2 子育て支援拠点施設の整備

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	子育て応援プロジェクトの推進	多様化する子育て支援のニーズに対応するため、町職員で構成する「子育て応援プロジェクト」を立ち上げ、事業を推進します。	こども課	C	継続
2	子育て支援拠点施設の整備	子育てに関するアンケートやアンブレラ利用者の声など住民のニーズに応えるため、子育て支援拠点施設や児童館、児童公園などを検討し、必要に応じて施設を整備します。	こども課	C	継続

基本施策3 公共施設等のバリアフリーの充実

	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
3	公共施設の「バリアフリー」の整備	赤ちゃんを連れた人が気軽に立ち寄れるようになるように、授乳・おむつ交換ができる場の設置、ユニバーサルデザインの推進を行います。 また、公共施設等の改修を行う場合には、子育て世代に配慮した「バリアフリー」の視点を取り入れ、工事を推進します。	総務課	B	継続



■ 基本方針 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本施策 1 子育てしやすい職場環境の整備

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進	働いている方に、妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳交付時に「母子健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）」を配布しています。これは、妊娠による諸症状に対し医師の指導のもと、休業等の措置を取りやすくするためのものです。有効活用されるよう、妊婦には説明の強化、企業にはチラシを配布して理解を求めます。	保健センター	B	継続
2	育児休業等・介護休暇の取得推進	男性が子育てにもっと積極的に参加できるよう、町と商工会が連携し、男性の育児休業等や介護休暇の取得を普及・啓発します。	総務課	C	継続
3	女性が働き続けられるための職場環境の改善	子育てや介護期を、女性だけでなく男性に対しても職場が理解し、働き続けることができるることを目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度を普及・啓発していきます。	総務課	C	継続
4	女性の再就職に対する支援の働きかけ（商工会・事業所）	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に情報提供や就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。	総務課	C	継続
5	女性の職業能力育成に対する支援	女性が知識を身に付け、能力を發揮することができるよう、リーダー育成講座・研修会を通じた人材の育成を普及・啓発します。	総務課	C	継続

基本施策 2 働きやすい家庭環境づくり

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	共働き家庭への支援	女性の社会進出などにより、共働き家庭が増えています。保育事業や放課後子どもクラブ等のサービスの充実やワーク・ライフ・バランスを推進し、それぞれの家庭に適した支援を実施していきます。	こども課	B	継続
2	家庭内での家事分担	職場では、男女の差別なく雇用の機会が与えられることになっています。同じように仕事をするためには、家事や育児の役割を、夫や他の家族に担ってもらう必要があります。 それぞれの家庭に適した方法を、具体的に話し合う機会を提供したり、家事をテーマに講座を開催します。	教育課	C	継続
			総務課	C	継続
			こども課	C	継続



No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
3	父子手帳の交付	岐阜県が作成している「父子手帳」を交付し、父親の育児参加を推進します。	保健センター	B	継続

■ 基本方針 6 子どもの安全の確保

基本施策 1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	セルフディフェンスの実施	防犯教室や命を守る訓練の参加を通して、子どもたちのセルフディフェンスへの意識を高めます。	教育課	B	継続
			小学校	B	継続
			中学校	B	継続
			学校地域安全サポートチーム	B	継続
2	不審者情報メールの配信	不審者情報等を得るために、保護者や地域住民に対してメール配信サービスを活用します。	教育課	B	継続
3	学校地域安全サポートチームによる見守り	学校地域安全サポートチームや地域住民が協力して、安心・安全な見守り活動を実施します。	教育課	B	継続
			学校地域安全サポートチーム	B	継続
4	「子ども110番の家」の設置	地域に協力をしていただき、子どもが登下校等の道中で不審者に遭遇したり、危険を感じたりした時に駆け込む家を定めます。	教育課	B	継続
5	通学路点検	各関係機関が連携して通学路を点検し、危険な箇所を地図上に記載し、必要な対策を講じます。 また、結果をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の注意喚起を促します。	通学路安全推進会議	B	継続

基本施策 2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	ソーシャルネットワークサービス及びスマートフォン対策の推進	保護者が集まる会合等でIT機器の健全な使い方等について、学ぶ機会を提供します。 また、チラシの配布等を行い、情報モラルの意識向上についての啓発に取り組みます。	教育課	B	継続
2	有害図書等立ち入り調査	青少年を健全に育む環境づくりを目的として、立ち入り検査を実施します。	教育課	B	継続



■ 基本方針 7 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

基本施策 1 児童虐待防止対策の充実

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	坂祝町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	坂祝町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を組織し、児童虐待・DV被害に遭わない地域づくりについて定期的に話し合います。各関係機関が連携して、発生予防・早期発見・早期対応に努めます。	こども課	B	継続
			要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	B	継続
2	児童虐待等防止に向けた啓発	啓発活動や講演会等に参加する機会を提供し、要保護児童対策及びDV防止対策について学び、地域全体で見守る体制づくりを進めます。	こども課	B	継続
3	親のストレス軽減	子育て講座「ノーバディーズパーフェクトプログラム」の開催等を通して、子育てに悩む保護者の負担軽減を図ります。	こども課 (アンプレラ)	B	継続

基本施策 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父等に、就学・就職支援などを目的とした県の貸付制度についての相談を行います。	こども課	B	継続
2	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、県の事業についての相談を行います。	こども課	B	継続
3	ひとり親自立支援相談	ひとり親家庭に対し、相談に応じて自立に必要な情報提供及び指導を行います。岐阜県ひとり親家庭等就業自立支援センター等の周知を行います。	こども課	B	継続
4	子育て行政案内ダイヤルの開設	子育てに関する問い合わせに、サービス内容や制度等を伝えます。	こども課	C	その他
5	低所得者への支援(必須事業)	住民税非課税世帯やひとり親世帯などの低所得者家庭への支援サービスを検討し、必要に応じて導入します。	こども課	C	その他
6	コミュニティソーシャルワーク事業	町社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーク事業において、ひとり親家庭からの生活相談に対応します。	社会福祉協議会	B	継続



基本施策3 障がい児施策の充実等

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	親子療育通園事業 (つくんこ教室)	障がいの有無にかかわらず、困り感のある子どもに対して、健診の参加や、園・学校・家庭訪問などを行い、子どもたちの生活の場との連携を図り、個別支援計画をもとに一人ひとりに合った適切な指導を行います。 作業療法士(OT)からの指導や医師など研修を含め、各専門家の協力を得て行います。	こども課	B	継続
2	地域療育支援事業	特別に支援の必要な子どもに対する園での加配の有無、支援の方法など園との連携を取って行います。勉強会、会議、園訪問などを気になる子どもの支援相談を含めて定期的に行います。	こども課	B	継続
3	子どもの発達・教育相談会	発達の心配や子どもの困り感、親の対応の不安など、子どもについての相談を専門員が行います。	こども課	B	継続
	定期相談事業	身近な悩みや発達の相談を受けます。	教育課	C	継続
4	周囲が障がいの特性を知る活動	障がいの特性を知る啓発活動を行います。子ども教室など地域の中で障がいのある子どもとそうではない子どもが共同できる環境を作ります。 親の会活動で親が子どもの特性や教室のことを知り、親同士がつながる活動を行います。	こども課	C	継続
5	障がい児支援	障がい児やその家族等を身近な地域で支援します。放課後等デイサービス、日中一時支援などを活用できるよう積極的な働きかけを行います。	福祉課	B	継続

基本施策4 外国籍児童・生徒への対応

No	事業名	事業の概要	担当課	結果達成度	方向性
1	日本語指導助手委託事業	小中学校等において外国籍の園児・児童・生徒に対し、日本語の指導など、学校生活への適応に向けた支援を行います。	教育課	B	継続
2	定住外国人自立支援センター	役場窓口に定住外国人自立支援センターを設置し、相談員が外国籍住民への相談業務や情報提供を行います。	総務課	B	継続



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

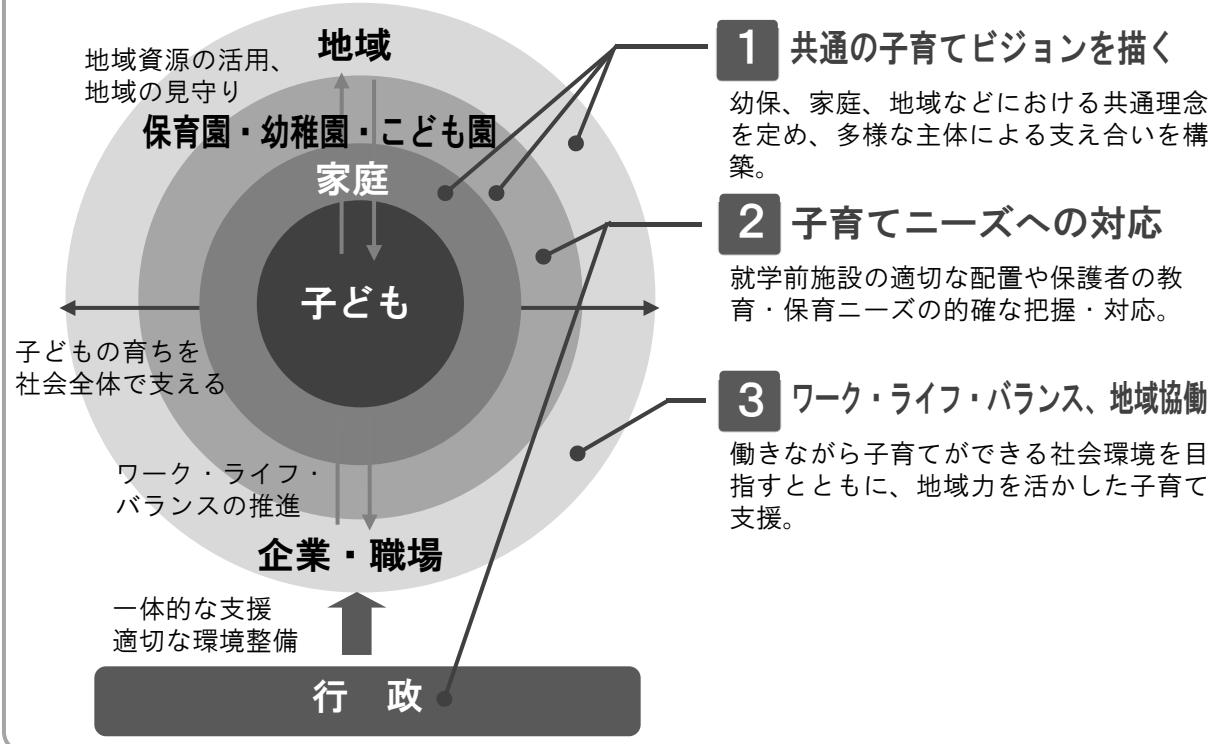
子ども・親・地域みんなが育つ健やかで安心なまち さかほぎ

これまでの「坂祝町子ども・子育て支援事業計画」においては、「子ども」「親」「地域」を主体的な存在であると位置づけ、子どもの成長のみならず、親も地域も子育てをしながら育っていくものとして捉えました。また、「次代の親づくりという視点」「仕事と生活の調和を考える視点」での、基本的な考え方を盛り込んでいます。

子ども・子育て支援新制度の施行にあたっても、これまでの流れを継承するとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの育ちと子育てを支える保育環境や保育サービスを提供していきます。また、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる取り組みを、保育・教育の場はもとより職場や地域が一体となって推進していきます。

以上のことから「第一期計画」の基本理念を踏襲し、継続して社会全体で“子ども・親・地域みんなが育つ 健やかで安心なまち さかほぎ”を目指します。

坂祝町における子育て支援のイメージ





2 計画の基本的な視点

子育ち

- ・仲間や家族を思いやり、夢に向かって努力する心身ともにたくましく元気な子ども。
- ・豊かな人間性を形成し、将来、自分の家庭を持つことができるよう、自立に向かって育つ子ども。

人口減少と高齢化の中、次代の親づくりという視点も重要なになってきています。自立した責任ある大人に育つことが、次の世代を育むことへの第一歩と考えています。

子どもはたくさんのがれ合いの中で思いやりの心を育み、将来に夢を持ち、夢を実現させるための努力と主体的に生きるたくましい力を持って健やかに成長していきます。全ての子どもが、健やかに成長し、まちの未来を担う存在になれるよう、子どもたちが育つ過程において多くの経験機会を提供するとともに、様々な支援を行い、「子育ち」を支援していきます。

親育ち

- ・親としての自覚、判断、行動ができ、子どもとの積極的な対話とスキンシップを通じ、信頼される親。
- ・仕事と生活の調和を考え、自己実現のための生き方が選択・実現できる親。

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという自覚を高めなければなりません。その上で、多様なライフスタイルの中から、父親・母親が自己実現のために自分自身の生き方を選択していく必要があります。また、社会情勢が大きく変わる中で、悩みや不安を抱え込んでしまわないように適切な支援を行うことが必要です。

仕事と生活の調和の中で、子どもと過ごす時間を大切にするとともに親自身が学び、育つことにより、子どもと同じ感動を味わい、子育ての楽しさや家庭の安らぎを感じ、愛情をしっかりと子どもに伝え、子どもはその親の姿を見ながら、次の親になることへの自信と期待を膨らませていくことができるような「親育ち」を支援していきます。



地域育ち

- ・自然豊かな環境の中で、町民が活動と感動を共有し、安全で人の温かみが感じられる地域。
- ・男女共同参画社会を認識し、共働き家庭や孤立しがちな家庭の子育てを支援する地域。

女性の社会進出や核家族・ひとり親世帯の増加などにより、多様な子育てニーズに対応していくことが求められています。子育て家庭の「自助」を中心に、地域での支え合いによる「互助」や行政による「公助」により、多様なニーズに対応していきます。坂祝町の特性を活かし、地域の人がいきいきとした活動を自主的に展開し、全ての人が生活しやすい、安全で温かみのある場とサービスの提供ができるような「地域育ち」を支援していきます。



3 施策体系

基本理念	基本方針	基本施策	頁
子ども・親・地域みんなが育つ健やかで安心なまち さかほぎ	1. 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育てサービスの充実	P. 56
		(2) 教育・保育サービスの充実	P. 57
		(3) 子育て支援のネットワークづくり	P. 58
		(4) 子どもの健全育成	P. 58
		(5) 地域における人材育成	P. 59
	2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	P. 61
		(2) 「食育」の推進	P. 62
		(3) 小児医療の充実	P. 63
		(4) 不妊に対する支援	P. 64
		(5) 子育て世代包括支援センターの充実	P. 64
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次世代の親の育成	P. 67
		(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	P. 67
		(3) 家庭の教育力の向上	P. 68
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 子育て世代を中心としたつどいの場の確保	P. 70
		(2) 子育て支援拠点施設の整備	P. 71
		(3) 公共施設等のバリアフリーの充実	P. 71
	5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 子育てしやすい職場環境の整備	P. 73
		(2) 働きやすい家庭環境づくり	P. 74
	6. 子どもの安全の確保	(1) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	P. 76
		(2) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	P. 76
	7. 支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実	P. 78
		(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進	P. 78
		(3) 障がい児施策の充実等	P. 79
		(4) 外国籍児童・生徒への対応	P. 81



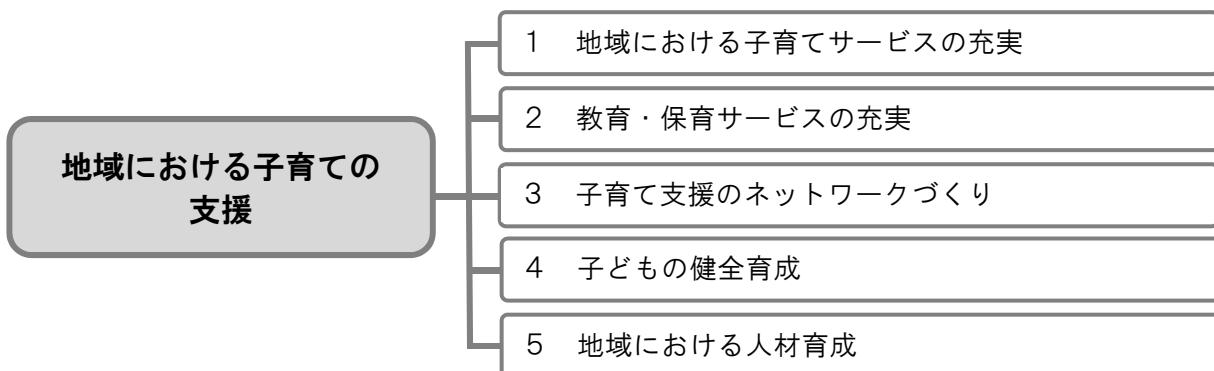
第4章

子育て施策の展開



第4章 子育て施策の展開

基本方針1 地域における子育ての支援



現状と課題 ◇

- 子育ての不安感や負担感を増長させている原因として、従来にはあった地域の助け合いや見守り機能が低下していることが考えられます。本町では、次世代育成支援行動計画から引き続き保護者同士の交流の場、悩みや相談が気軽にできる場として地域子育て支援拠点事業／つどいの広場（アンブレラ）を実施しています。
- 女性の社会進出が進む中、子育て家庭における共働きが増えています。勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。また、パートタイム・アルバイト等として就労している人でフルタイムへの転換の希望も多くあります。就学前・就学児童の保護者にかかわらず、勤務形態の多様化、核家族化などにより、保育時間の延長や早朝等、家庭での保育の充足を図るためのサービスの充実が望まれています。
- ホームページやメール配信サービス、子育て支援アプリなどにより、各種子育て支援サービスについてある程度周知されているものの、克服するべき課題があるよう見られます。
- 現在の放課後児童に対する事業としては、キッズドリームワールドにおいて放課後子ども教室と放課後子どもクラブ（学童保育）を実施していますが、運営面、利用者からのニーズなど、様々な課題が浮かび上がっています。放課後及び休日の児童を一体的に見守るという観点から、各実施主体が連携して事業を展開する必要があり、スポーツや体験活動、清掃活動などを通じて、人と関わる場を提供する必要もあると考えます。



基本施策 1 地域における子育てサービスの充実

施策の方向性

共働き世帯やひとり親家庭を含めた全ての子どもが安心して過ごせるように、子育てサービスの提供を質・量ともに充実させていく必要があります。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場） （必須事業）	子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。公民館等でサロン、講習会等を開催し、地域でのふれ合いを図ります。	こども課 (アンブレラ)
2	子どもの発達・教育相談事業	子どもの発達や教育、生活の中での困ったことなどの相談に応じます。	こども課 教育課
3	一時預かり事業 （必須事業）	保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れ、兄弟の行事参加等の理由により一時的に保育が必要となったときに、保育園等で児童を預かります。	園
4	病児・病後児保育事業 （必須事業）	専用スペースにおいて、病気回復期にある児童を一時的に預かります。 町内（1）美濃加茂市（2）可児市（2）各務原市（1）閔市（2） ※（ ）内利用可能施設数	こども課 病児病後児保育室
5	ファミリー・サポート・センター事業 （必須事業）	子育てを手伝って欲しい人と、子育てを手伝いたい人が会員になり、お互いに助け合う組織を作り、地域で子育てを行います。	こども課
6	子育て短期支援事業 （必須事業）	【ショートステイ事業】 保護者が病気の場合や日常の保育ができない時などに、児童養護施設等において一時的に児童を預かります。 【トワイライトステイ事業】 保護者が仕事その他の理由によって、夜間ににおいて家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等にて生活指導、夕食の提供等を行います。	こども課
7	子育て情報メール	坂祝町メール配信サービス「かわらくんメール」等を使って、子育て支援及び子どもの健康に関する様々な情報を提供します。	こども課



基本施策2 教育・保育サービスの充実

施策の方向性

幼稚園での「一時預かりをして欲しい」「延長保育をして欲しい」などのニーズも多くなっていますが、保育機能と幼稚園機能についての検討が必要となります。また、子どもが安心して過ごせるように、子どもの視点に立った良好な教育・保育環境を確保していくことも重要です。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	通常教育事業 (必須事業)	園において、就学前の3歳から5歳までの子どもを対象に幼児教育を実施します。	こども課園
2	通常保育事業 (必須事業)	家庭で児童の保育にあたる者が、労働・疾病・看護等の理由により保育できない場合に、就学前の子どもを対象に保育園、こども園において保育を実施します。 また、地域型保育事業を行う者が、町内で小規模保育等を実施する場合は、十分な情報共有と連携支援の充実を図ります。	こども課園
3	時間外（延長）保育事業 (必須事業)	通常の保育園、こども園開所時間外の保育ニーズに対応します。	園
4	一時預かり（幼稚園型）事業 (必須事業)	通園児を対象に、通常教育の時間を超えて一時預かりを実施します。	園
5	障がい児保育事業	希望する教育・保育が受けられるように、集団生活をおくるために支援が必要と認められる障がいのある子どもに対して、支援員の加配を行います。	こども課



基本施策3 子育て支援のネットワークづくり

施策の方向性 ◇

地域で支え合いながら子育てをするためには、同世代・多世代がふれ合う機会を通して情報の共有や提供などを行い、関係機関や地域におけるネットワークを確立し、活用することが必要です。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	子ども・子育て会議の実施	坂祝町子ども・子育て会議を開催します。会議では、子育て支援に関わる多様な主体で構成し、坂祝町子ども・子育て支援事業計画の評価及び検証等を行います。	こども課
2	子どもの情報交換会	子どもの療育に関わる福祉・教育・医療等の円滑な連携を図るために、こども課が中心となり、療育も含めて各担当者が定期的に会議を開催し、状況や問題点を話し合います。	こども課
3	民生・児童委員と園・小・中学校との懇談会	各機関の代表者と民生・児童委員との懇談会を行い、情報提供等を行うことで、地域の児童の健全育成について共通認識を図ります。	福祉課
4	子育て講座 「ノーバディーズパーカクトプログラム」	子育て講座「ノーバディーズパーカクトプログラム（N P）」を開催し、母親たちがお互いを認め合い・支え合う育児を学ぶ機会を提供します。	こども課 (アンブレラ)
5	子育て支援アプリ	子育てアプリ「ほぎっこナビ」を通して、子育て情報を分かりやすく発信します。 母子健康手帳配布時や転入時にアプリの導入啓発をします。	こども課

基本施策4 子どもの健全育成

施策の方向性 ◇

子どもの健全育成には、日頃から地域ぐるみで見守り、育んでいくことが重要です。また、放課後等に子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な経験や活動ができるよう 「放課後子ども総合プラン」に取り組みます。

▼具体的な取り組み

(ア) 地域の協力による子どもの健全育成

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	子ども会育成協議会	<p>単位こども会は、仲間と活動を共有することによって、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動になります。</p> <p>子どもは仲間との遊びを通じて、社会の一員として必要な知識、技能、態度を学んでいます。育成協議会は、単位子ども会が健全な仲間づくりや心身の成長発達に大切な活動を実施できるようにサポートします。</p>	教育課
2	青少年育成町民会議	地域で支え合う子育て環境の整備、親子のふれ合い等を目的とした事業を園、小中学校、各PTA、その他の各種団体の協力を得て展開します。	教育課

(イ) 放課後子ども総合プラン

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	放課後子ども教室	小学生児童が、多様な経験や活動ができる機会を提供します。	こども課
2	放課後子どもクラブ (学童保育) (必須事業)	両親が就労等している小学生児童を対象に、生活指導や遊びの指導を行います。	こども課

基本施策5 地域における人材育成

施策の方向性

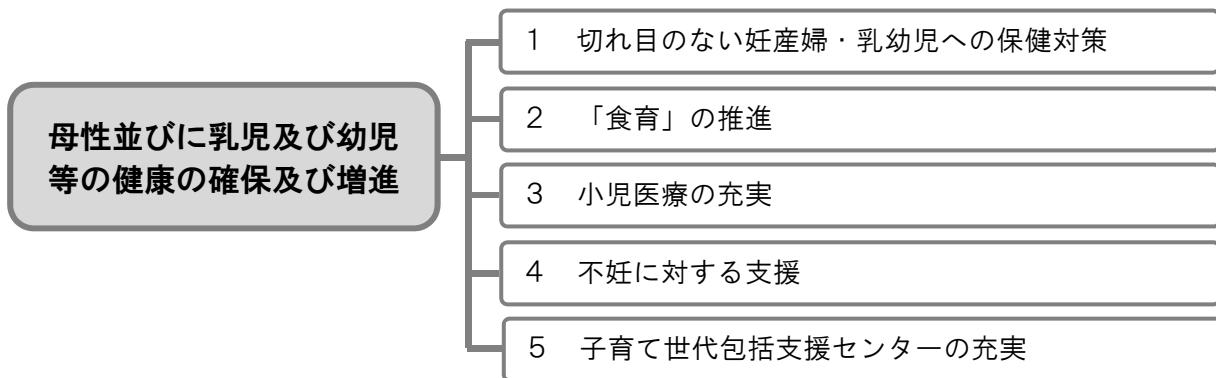
子育て支援を進めるためには、支援する人を発掘し育成していくことが必要です。さらに、育成した人材が活躍できる仕組みづくりも大切です。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	利用者支援事業 (必須事業)	多様化する子育て支援サービスの中から、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを適切に選択し、利用できるようにコーディネートを行う人材を育成します。	こども課
2	人材育成事業	子育て支援に携わる人材を発掘し育成します。また、多世代の人材がそれぞれ活躍できる場所の提供を行います。	こども課



基本方針 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



現状と課題 ◇

- 近年、核家族化や地域交流の希薄化から、子育て家庭が孤立しやすく、不安やストレスを抱えて妊娠、出産、育児をする方が増えています。また、身近な人が子育てする姿を見る機会が少なく、知識や経験不足があるなど、子育て世代の生活習慣や食習慣が乱れていることで子どもへ影響をきたしている場合があります。
- 時代の流れとともに、子どもたちを取りまく食の環境は大きく変わりました。大人の生活習慣病の予防は、子どもの頃から正しい食習慣を身につけておくことが大切です。そこで、乳児期からの食育が必要です。
- 小児医療は、過酷な診療状況などから、全国的にも減少傾向にあります。また、子どもの病状の変化は急激であることが多く、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、安心して受診できるように医療機関の情報を分かりやすく提示することが必要です。
- 近年、婚姻年齢が上昇していることの影響もあり、夫婦の6～7組に1組が不妊に悩んでいると言われています。不妊治療は高額なため、金銭的な負担が大きく支援が必要です。また、精神的な負担もあり、相談機関の普及啓発が必要です。
- 国は、妊娠・出産・育児期の多様な支援のニーズにワンストップで対応する「子育て世代包括支援センター」を、2020年度までに全国の自治体に設置するよう進めています。本町では、2018年度から活動をスタートしています。
- 子育て世代包括支援センターにおいて実施する、母子健康手帳交付時の面談や妊婦家庭訪問、産後ケア等でハイリスク妊婦や特定妊婦、また、養育に不安がある家庭を早期に気づける機会が増えています。それらの情報を、虐待予防や虐待の早期発見につなげることが重要です。



基本施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

施策の方向性

「困った時には相談できる窓口がある」ということを知っていただくことや親同士、地域との交流の場、知識を得る場を確保することが必要と考えられます。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、安心して子育てができる環境を目指します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	妊婦交流会 (プレピヨクラブ)	同じ時期に出産をする母親、父親に交流の場を提供し、妊娠中からつながりが持てるよう支援します。また、妊娠、出産、育児における必要な知識や情報を提供します。 助産師から、お産の進み方や母乳育児についての講話をを行い、その後個別相談を行うことで出産へ向けての心構えと不安の軽減に努めます。また、家族学級では沐浴体験や妊婦体験を行い家族の育児参加を推進していきます。	保健センター
2	養育支援事業 (ハイリスク妊産婦、乳幼児家庭訪問) (必須事業)	医療機関や保健所と連携を取り、妊娠中から継続した支援を行います。健診や相談事業など子育てに関する情報を提供します。また、必要時は家庭訪問等で母親の育児不安の軽減、子どもの成長発達を支援します。 また、こども課等の関係機関と情報交換を行いながら連携を図ります。	保健センター
3	乳児家庭訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) (必須事業)	出生後2ヶ月以内を目途に、保健師が家庭訪問し、子どもの発育・発達の確認と育児支援を行います。また、予防接種や健康診査等について説明を行い、適切な時期に受診できるよう支援していきます。	保健センター
4	ひよころころちゃん事業（0歳児交流事業）	同じ時期に誕生した乳幼児と保護者を対象とし、育児の指導、母親の不安を解消するなど、仲間づくりの場を提供し、乳幼児学級、つどいの広場への参加へつなげます。	こども課 (アンブレラ)
5	乳幼児健康診査事業	4～5ヶ月児・9～10ヶ月児・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診を行い発育発達の確認、疾患、虐待などの早期発見、育児不安の軽減に努めます。	保健センター
6	乳幼児健診等 フォローアップ事業	要経過観察児等を把握する目的で、遊びの教室（年6回）を行います。そのほか教室や相談事業の際に確認を行い、フォローアップの充実に努めます。	保健センター



No.	事業名	事業の概要	担当課
7	乳幼児健康相談事業	乳幼児健康相談・離乳食相談・1歳児歯みがき教室・2歳児歯みがき教室を行い、親の育儿不安の解消を図ります。また、集団教育の際に事故防止等について指導を行います。	保健センター
8	運動発達相談会	運動発達についての心配ごとを身近な場所（つくんこ教室、保健センター）で相談できる機会を提供します。 専門的な助言を行いながら早期に対応し、支援を行います。	こども課 保健センター

基本施策2 「食育」の推進

施策の方向性

家族と心を通わせ、安心感を得られる家族団らんの食事時間の確保を推進するとともに、子どもたちが自分で自分の健康を守り、食に関心を持ち栄養バランスの良い食生活をおくることができる能力を育てます。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	食育教室の料理作りや食における教育	食生活改善推進協議会により、親子で料理体験の実施や食について学ぶ機会を提供します。 また、町内の園に出向き食育教室を開催します。	保健センター 食生活改善推進協議会
2	健診時等における栄養士の相談及び知識の普及	乳幼児健診、乳幼児相談、離乳食相談や乳幼児期家庭教育学級等で栄養士が食事に関する知識の普及に努めます。	保健センター
3	歯科保健事業	妊娠歯周病健診、1歳児歯みがき教室、2歳児歯みがき教室、フッ素塗布、フッ化物洗口を行い虫歯予防に努め、健康な歯でおいしく食事がとれるよう支援します。	保健センター
4	学校給食週間	1月24日の給食記念日を含む1週間を学校給食週間とし、テーマを持った（地産地消の献立、郷土料理、図書献立、ブラジルの食文化）献立を実施し、児童生徒に郷土料理や食文化に関心をもたせ、さらに感謝の気持ちへつなげていきます。	教育課
5	栄養教諭による「食に関する指導」	毎月小中学校では、学級活動に位置づけていただき、発達段階に合わせて、意図的、継続的な指導を実施しています。授業後は、ワークシートを家庭に持ち帰り、保護者のコメントをもらうことで、家庭とも連携した取り組みにつなげていきます。	教育課



No.	事業名	事業の概要	担当課
6	わが家のおすすめ朝ごはん	毎月 19 日「食育の日」にあわせて、家庭から募集した「わが家のおすすめ朝食」を給食で提供しています。その家庭に電話取材した内容については、給食の時間の放送で紹介し、毎月の給食だよりも掲載することで、朝食の内容を見直すきっかけになるように啓発していきます。	教育課

基本施策 3 小児医療の充実

施策の方向性

本町では、子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成制度の対象年齢を令和2年度から高校3年生までに拡大します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	医療情報の提供	感染症の流行期に近隣医療機関、保健所等と連携を図りながら体制を整備し、医療等の情報を提供します。 近隣の医療機関情報の冊子を配り情報提供を行い、かかりつけ医を持つよう啓発します。また、乳児訪問の際に小児救急医療電話相談（#8000）について説明し、病気やけがに対応できるよう普及啓発していきます。	保健センター
2	福祉医療費助成	出生から中学校卒業までの間、子どもの医療費を無償化し、子育て家庭の費用負担を軽減します。 また、令和2年度からは対象者を、18歳に達して初めて迎える3月31日（高校生世代）まで拡大します。	住民課



基本施策4 不妊に対する支援

施策の方向性

日本では、6～7組に1組の割合の夫婦が不妊症で悩んでいるといわれています。不妊についての知識の普及啓発と、安心して相談できる体制を整えます。また、不妊治療の経済的負担を軽減するための支援を行います。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	不妊相談	不妊相談、家族計画について相談できる場の提供をするとともに、岐阜県が実施する相談事業の情報提供をします。	保健センター
2	一般・特定不妊治療費助成事業	一般不妊治療・特定不妊治療にかかる医療費を一部助成します。	保健センター

基本施策5 子育て世代包括支援センターの充実

施策の方向性

妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた支援やサービスの情報や助言が子育て家庭につながり、理解されるようにします。

また、助産師と保健師の職能を活かした、家庭訪問事業や相談事業を充実させます。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	母子健康手帳交付時保健相談	母子健康手帳交付の機会に、全妊婦に対して妊娠期の過ごし方、妊婦健診や歯周病検診について説明し、プレピヨクラブ（妊婦学級）を案内します。また、スクリーニング表により、ハイリスク妊婦を把握し、必要な保健相談を行います。 初妊婦には、栄養相談も行います。	子育て世代包括支援センター・保健センター
2	妊婦家庭訪問事業	初妊婦及びハイリスク妊婦に対して、家庭訪問を行い、妊娠の経過や出産に向けた準備の状況を把握します。 初妊婦及びハイリスク妊婦に関しては、妊娠32週を目途に訪問し、特定妊婦・スーパーハイリスク妊婦には、妊娠中期から複数回の家庭訪問を行います。	子育て世代包括支援センター
3	産後ケア事業	希望者に対し、助産師が家庭訪問を行い、授乳や抱き方の等の育児支援を行います。また、不安がある方には沐浴の支援も行います。 産院から退院後の早めの時期からの相談に応じています。	子育て世代包括支援センター

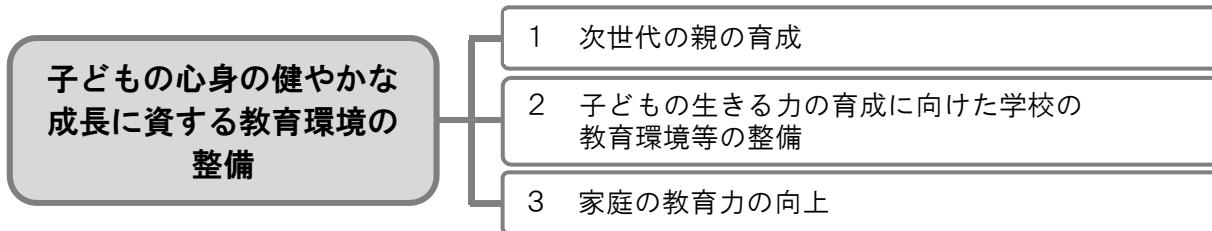


第4章 子育て施策の展開

No.	事業名	事業の概要	担当課
4	助産師相談	<p>(妊娠期) 助産師による妊娠期の相談です。つわりや妊娠中の夫婦生活のこと、妊娠後期であれば分娩への備えや、産後ケアのための支援計画等を立てます。</p> <p>(産後) 助産師による、授乳育児相談です。母乳測定や乳房管理の方法をお伝えします。 産後の母親の心身のケアについても相談に応じています。</p>	子育て世代包括支援センター



基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境の整備



現状と課題 ◇

- 近年、女性の社会進出や子育て環境の変化により、家庭における「子」と「親」の本来の関係が希薄になることが懸念されます。また、放課後や休日を子どもたちだけで過ごす家庭が増加しており、塾通いや習い事、ゲーム機を中心とした遊びの変化、治安の悪化等により子どもたちが地域の人々や自然にふれ合うなどの遊びの機会も減少しています。一方、孤立した中での育児や児童虐待などの新たな問題が生じています。
- 本町では、小・中学校が1校ずつであり、小学校と中学校の義務教育の間、同じ友人と過ごすため、自分の個性が上手に發揮できないままに過ごすことがあるなど、仲間づくりや社会性の発達が心配されます。また一方で、ふるさとに対する愛着の醸成や仲間意識の高まりといった良い効果も考えられています。



基本施策1 次世代の親の育成

施策の方向性

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生み育てることの意義に関する教育・啓発に取り組みます。中学生等が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれ合う機会を持ったり、職場体験等を通して社会の仕組みを学びます。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	乳幼児とのふれあい 体験学習事業	中学生が乳幼児とふれ合う機会を持つことや 妊婦体験により、命の尊さや育児について学 びます。	こども課 中学校 保健センター
2	職業体験	中学校の事業の一環として、町内の事業所等 で職場体験を行うことで、働くことについて 考える機会を提供します。	教育課 中学校

基本施策2 子どもの生きる力の育成に向けた 学校の教育環境等の整備

施策の方向性

教育・保育施設と教育関係機関が連携して、町の教育指導の柱である「豊かさ」「確
かさ」「たくましさ」を育む取り組みを考えていく必要があります。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	園・小・中の連携	幼児教育推進事業の成果を生かしながら、町 教育研究会が主体となり、合同研修会を実施 し、職員同士の交流を深めるとともに、子 ども同士が交流できる事業を実施します。	こども課 園 教育課



基本施策3 家庭の教育力の向上

施策の方向性

家庭教育の自主性を尊重しながら、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実が求められています。親育ちを応援する学習や交流の機会の提供による家庭教育支援を行うことが重要です。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	家庭教育学級推進事業 (就学前)	子育て支援やしつけ・食育・コミュニケーションの大切さなどをテーマに、家庭教育に関する学習会や交流会を乳幼児の保護者を対象に開催します。 各関係機関においても年齢層に合った講演会を開催するなど、保護者や地域を対象にした家庭教育に関する啓発を実施します。	こども課園
2	乳幼児期家庭教育学級 (父親教室・祖父母教室)	父親の役割や祖父母の関わり方、子どもとのふれ合い方を学ぶ場や父親同士の交流事業を実施します。	こども課
3	家庭教育学級推進事業 (就学後)	乳幼児期の家庭教育学級で作られたつながりを基盤に、親としての誇りを高めるための講演会の合同開催等を行い、PTA活動や学校行事とタイアップした家庭教育を支援します。	教育課



基本方針4 子育てを支援する生活環境の整備



現状と課題 ◇

- 本町では、比較的小規模な公園が多く整備されており、身近で子どもたちが遊ぶことができる場が確保されています。安心、安全な遊び場の確保のために、老朽化した遊具の点検・修繕などを定期的に行う必要があります。
- 定住自立圏構想で協定を交わした美濃加茂市の公園を利用するなど、大きな施設整備は広域的利用を促進して「住みやすい圏域」を確保していく予定ですが、町内においても子育て支援拠点施設・児童館・児童公園を望む意見もあります。
- 妊婦や子育て世代の方が利用しやすい施設は、全ての方々が利用しやすい施設と言えます。本町では、庁舎窓口や保健センター等の公共施設内にベビーベットやおむつの交換ができるスペース、授乳スペース、駐車スペース等を確保し、子育て中の方が安心して外出できるまちづくりを進めています。

町民の声

- 安心して子どもを遊ばせられる公園がほしいです。
- 室内施設がほしいです。
- ボール遊びができる広場がほしいです。



基本施策1 子育て世代を中心としたつどいの場の確保

施策の方向性

子育て中の保護者が、日頃の不安や悩みを相談したり、お互いのコミュニケーションを図ることは、育児の孤立化を防ぐ意味でも重要です。子育て中の親子が、安全で安心してつどえる場所の継続的な確保が必要です。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場） （必須事業）	子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。公民館等でサロン、講習会等を開催し地域でのふれ合いを図ります。	こども課 (アンブレラ)
2	キッズランド (サンライフさかほぎ)	サンライフさかほぎ内の「キッズランド」において、気軽に親子で利用できるスペースを提供します。	社会福祉協議会
3	きらきらパーク (サンライフさかほぎ)	就園前の親子が集まる「きらきらパーク」を定期的に開催し、交流や相談ができる場を確保するとともに、運営するボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会 子育て ボランティア
4	おもちゃ図書館 「はっぴー」 (サンライフさかほぎ)	おもちゃや遊びを通じて、子どもの関心や興味を助長するとともに、親子や祖父母、障がいの有無に関係なく気軽に集まって一緒に遊び、交流する場を提供します。	社会福祉協議会 (ボランティア)
5	おもちゃ病院 (サンライフさかほぎ)	家庭で使わなくなったり壊れてしまったおもちゃを治療（修理）し、再利用するために開院（設）し、物を「大切にする心」「いたわりの心」を親子で学び、交流を図ります。	社会福祉協議会 (ボランティア)
6	公園施設維持管理事業	身近で子ども同士で遊べる場と、地域の方が集まる場とするため、地域の方との協働により、老朽化遊具の取り替えや危険箇所の点検と修繕をするなどの整備方法を検討し、安全を確保します。	子ども会 教育課 自治会



基本施策2 子育て支援拠点施設の整備

施策の方向性

全ての人が住みやすく魅力あるまちづくりを進めるために、子育て応援プロジェクトを立ち上げるとともに、子育て世代だけではなく、多世代が集える新しい子育て支援拠点施設の整備を推進します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	子育て応援プロジェクトの推進	多様化する子育て支援のニーズに対応するため、町職員で構成する「子育て応援プロジェクト」を立ち上げ、事業を推進します。	こども課
2	子育て支援拠点設の整備	子育てに関するアンケートやアンブレラ利用者の声など住民のニーズに応えるため、子育て支援拠点施設や児童館、児童公園などを検討し、必要に応じて施設を整備します。	こども課

基本施策3 公共施設等のバリアフリーの充実

施策の方向性

バリアフリーの徹底、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、老朽化による施設改修を行う際には改善を図るなど、子育て関連事業を実施する機関が連携して、環境整備を推進します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	公共施設の「バリアフリー」の整備	赤ちゃんを連れた人が気軽に立ち寄れることができるように、授乳・おむつ交換ができる場の設置、ユニバーサルデザインの推進を行います。 また、公共施設等の改修を行う場合には、子育て世代に配慮した「バリアフリー」の視点を取り入れ、工事を推進します。	総務課



基本方針5 職業生活と家庭生活との両立の推進

職業生活と家庭生活との 両立の推進

- 1 子育てしやすい職場環境の整備
- 2 働きやすい家庭環境づくり

現状と課題

- 女性が働き続ける上で、結婚、出産、子育て、介護が大きな問題となっています。子育てや介護は、家庭だけではなく社会全体で一緒に取り組む必要があります。
- 男女共同参画社会という意識が定着し、女性は結婚して出産するという選択肢だけでなく、多様なライフスタイルを選択できるようになってきました。また、少子高齢化社会にあって、女性も重要な働き手であるという認識も社会の中には生まれつつありますが、個々の家庭においては、パートナーを支援するという男性の意識がまだまだ十分ではありません。
- 職場や家庭の問題だけではなく、地域全体で男女共同参画社会をつくっていかなければなりません。家事や子育ては、家庭（女性）の役割という意識が根強いのが現状です。

町民の声

- 子育てと仕事の両立が不安です。
- 保健センターやアンブレラなど、気軽に子育てについて相談できる場所があるのは嬉しいです。



基本施策1 子育てしやすい職場環境の整備

施策の方向性

子育てや介護期を、女性だけでなく、男性に対しても職場が理解し、働き続けることができるることを目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度を普及・啓発していきます。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進	働いている方に、妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳交付時に「母子健康管理指導事項連絡カード（母健連絡カード）」を配布しています。これは、妊娠による諸症状に対し医師の指導のもと、休業等の措置を取りやすくするためのものです。有効活用されるよう、妊婦には説明の強化、企業にはチラシを配布して理解を求めます。	保健センター
2	育児休業等・介護休暇の取得推進	男性が子育てにもっと積極的に参加できるよう、町と商工会が連携し、男性の育児休業等や介護休暇の取得を普及・啓発します。	総務課
3	女性が働き続けられるための職場環境の改善	子育てや介護期を、女性だけでなく男性に対しても職場が理解し、働き続けることができることを目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度を普及・啓発していきます。	総務課
4	女性の再就職に対する支援の働きかけ (商工会・事業所)	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に情報提供や就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。	総務課
5	女性の職業能力育成に対する支援	女性が知識を身に付け、能力を発揮することができるよう、リーダー育成講座・研修会を通じた人材の育成を普及・啓発します。	総務課



基本施策2 働きやすい家庭環境づくり

施策の方向性

家事・子育ては女性の役割という根強い意識の払拭により、仕事も子育ても頑張りたいという家庭（女性）に共感し、夫は勿論、地域からの協力も得られるように働きやすい家庭環境づくりを支援します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	共働き家庭への支援	女性の社会進出などにより、共働き家庭が増えています。保育事業や放課後子どもクラブ等のサービスの充実やワーク・ライフ・バランスを推進し、それぞれの家庭に適した支援を実施していきます。	こども課
2	家庭内での家事分担	職場では、男女の差別なく雇用の機会が与えられることになっています。同じように仕事をするためには、家事や育児の役割を、夫や他の家族に担ってもらう必要があります。それぞれの家庭に適した方法を、具体的に話し合う機会を提供したり、家事をテーマに講座を開催します。	こども課 教育課 総務課
3	父子手帳の交付	岐阜県が作成している「父子手帳」を交付し、父親の育児参加を推進します。	保健センター



基本方針6 子どもの安全の確保

子どもの安全の確保

1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現状と課題

- 児童、生徒は、地域の方々の防犯パトロールにより、安全・安心な登下校が実施されています。しかし、一方、帰宅後や休日、地域での過ごし方においては、子どもだけで安心して外出でき、屋外で遊ぶ環境とは言い難い現状です。また、近年アパート世帯が増加する中、アパート世帯と地域（自治会）の交流が希薄となっているのも否めません。
- スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する犯罪被害等が問題となっています。

町民の声

- 登下校時に見守りをしてほしいです。
- 地域の方の見守りや関わりが安心です。



基本施策1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策の方向性

普段から子どもを守る体制をつくり、子どもたちが安心で安全な活動ができるよう取り組みを推進します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	セルフディフェンスの実施	防犯教室や命を守る訓練の参加を通して、子どもたちのセルフディフェンスへの意識を高めます。	教育課 小学校 中学校 学校地域安全サポートチーム
2	不審者情報メールの配信	不審者情報等を得るために、保護者や地域住民に対してメール配信サービスを活用します。	教育課
3	学校地域安全サポートチームによる見守り	学校地域安全サポートチームや地域住民が協力して、安心・安全な見守り活動を実施します。	教育課 学校地域安全サポートチーム
4	「子ども110番の家」の設置	地域に協力をしていただき、子どもが登下校等の道中で不審者に遭遇したり、危険を感じたりした時に駆け込める家を定めます。	教育課
5	通学路点検	各関係機関が連携して通学路を点検し、危険な箇所を地図上に記載し、必要な対策を講じます。 また、結果をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の注意喚起を促します。	通学路安全推進会議

基本施策2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向性

子どもを取り巻く有害環境対策が必要です。子どもが巻き込まれないように、保護者への教育や意識啓発に取り組みます。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	ソーシャルネットワークサービス及びスマートフォン対策の推進	保護者が集まる会合等でIT機器の健全な使い方等について、学ぶ機会を提供します。 また、チラシの配布等を行い、情報モラルの意識向上についての啓発に取り組みます。	教育課
2	有害図書等立ち入り調査	青少年を健全に育む環境づくりを目的として、立ち入り検査を実施します。	教育課

基本方針7 支援が必要な児童への対応など

きめ細かな取り組みの推進

**支援が必要な児童への
対応などきめ細かな
取り組みの推進**

- 1 児童虐待防止対策の充実
- 2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
- 3 障がい児施策の充実等
- 4 外国籍児童・生徒への対応

現状と課題

- 虐待に関するニュースをよく耳にするようになりましたが、本町も例外ではありません。虐待に対する情報が多くなり、身近に起きているかもしれないと思っていても、実際はどの程度のものが虐待か判断できず、「通告」という行動につながらないことがあります。また、不安に思っても家庭内のことではっきりと見えないため、通告行動には勇気が必要になっています。
- 個人が尊重される時代になり、各自の生活スタイルが多様化したことにより、社会全体ではバランスの取れた生活ができにくくなっています。家庭内でもその傾向は否めず、個が尊重され自立しているように見えますが、一部では親の役割が果たせず、家庭内の問題が家庭内で解決できない状況になっています。
- ひとり親家庭では、子どもの高校・大学への進学や就職といった節目での金銭的なことを心配される親が見受けられるので、安心して社会への第一歩が踏み出せるよう支援することが必要です。
- 療育の場と子育て支援の場が同じ施設にあることによって、互いに相談しやすい関係が構築されています。また、検診や園訪問等の際にも連携を図ることができます。それとともに療育支援事業は、定員を超えたニーズがあり、現在待機児童も発生しています。また、小学生の発達障がい児及び傾向児も増加傾向にあり、個別に対応を考えいく必要があります。
- 教育・福祉の連携により、障がいについての周知も広がりつつありますが、体制的に連携できる仕組みを構築していくことが重要です。
- 本町の特徴として外国籍住民の割合が高く、幼稚園・保育園・こども園に通園する児童も増えてきています。言葉の壁や文化の壁を克服し、互いに共生できる教育・保育環境の確保が必要です。



基本施策1 児童虐待防止対策の充実

施策の方向性

今後は、地域の中で子育て家庭の見守りや親のストレスの解消をしていくことが、虐待の予防として重要です。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	坂祝町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	坂祝町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を組織し、児童虐待・DV被害に遭わない地域づくりについて定期的に話し合います。 各関係機関が連携して、発生予防・早期発見・早期対応に努めます。	こども課 要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会
2	児童虐待等防止に向けた啓発	啓発活動や講演会等に参加する機会を提供し、要保護児童対策及びDV防止対策について学び、地域全体で見守る体制づくりを進めます。	こども課
3	親のストレス軽減	子育て講座「ノーバディーズパーフェクトプログラム」の開催等を通して、子育てに悩む保護者の負担軽減を図ります。	こども課 (アンブレラ)

基本施策2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

施策の方向性

今後は、自立を目指した周りからの適度な支援とそのことが受け入れられるような環境づくりが必要となってきます。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母、父子家庭の父等に、就学・就職支援などを目的とした県の貸付制度についての相談を行います。	こども課
2	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母、父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、県の事業についての相談を行います。	こども課
3	ひとり親自立支援相談	ひとり親家庭に対し、相談に応じて自立に必要な情報提供及び指導を行います。岐阜県ひとり親家庭等就業自立支援センター等の周知を行います。	こども課
4	低所得者への支援 (必須事業)	住民税非課税世帯やひとり親世帯などの低所得者家庭への支援サービスを検討し、必要に応じて導入します。	こども課
5	コミュニティソーシャルワーク事業	町社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーク事業において、ひとり親家庭からの生活相談に対応します。	社会福祉協議会



基本施策3 障がい児施策の充実等

施策の方向性

療育や支援を考える際に、子どもたちがライフステージに合わせて社会参加できることが重要です。早期に対応することにより、子どもの困り感が軽減され、周囲に理解される可能性が大きくなります。こうした支援を次のステップにつなぎ、子どもを将来的にみしていく連携体制づくりが必要です。全ての子どもが安心して健やかに育つていけるように支援します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	親子療育通園事業 (つくんこ教室)	障がいの有無にかかわらず、困り感のある子どもに対して、健診の参加や、園・学校・家庭訪問など行い、子どもたちの生活の場との連携を図り、相談や支援を行います。教室では、個別支援計画をもとに一人ひとりに合った適切な指導を行います。 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）からの指導や医師など研修を含め、各専門家の協力を得て行います。	こども課
2	地域療育支援事業	特別に支援の必要な子どもに対する園での加配の有無、支援の方法など園との連携を取って行います。勉強会、会議、園訪問などを気になる子どもの支援相談を含めて定期的に行います。	こども課
3	子どもの発達・教育相談会	発達の心配や子どもの困り感、親の対応の不安など、子どもについての相談を専門員が行います。	こども課 教育課 福祉課
	相談事業	身近な悩みや発達の相談を受けます。	
4	特別支援教育事業	特別な支援が必要な子どもが就学前から卒業後に渡り、切れ目のない支援を受けられるよう、教育・福祉・医療・労働分野の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援します。	教育課
5	周囲が障がいの特性を知る活動	障がいの特性を知る啓発活動を行います。子ども教室など地域の中で障がいのある子どもとそうではない子どもが共同できる環境を作ります。 つくんこ教室の親の会活動で親が子どもの特性や教室のことを知り、親同士がつながる活動を行います。	こども課
6	障がい児支援	障がいのある子どもやその家族等を身近な地域で支援します。放課後等デイサービス、日中一時支援などを活用できるよう積極的な働きかけを行います。	福祉課

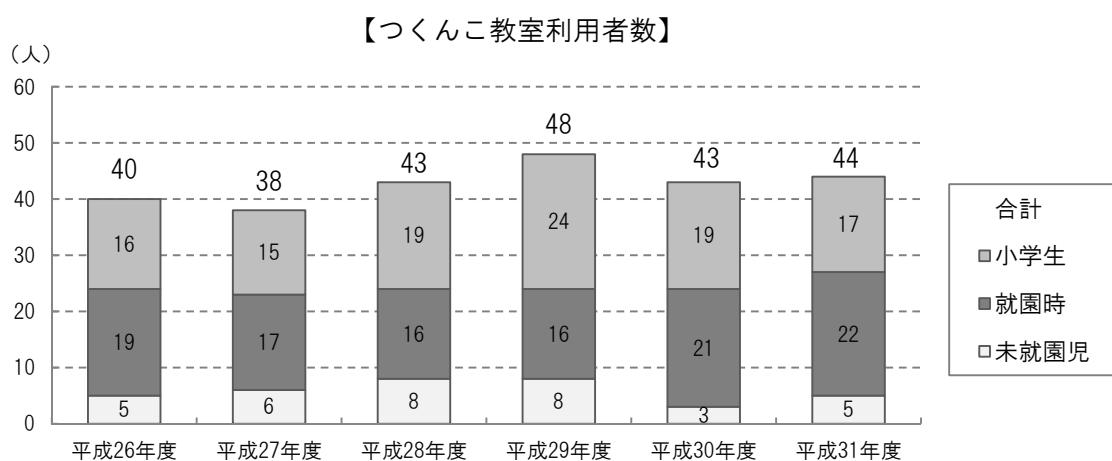


つくんこ教室の現状と役割

○早期対応の必要性（幼児期）

つくんこ教室は、親子療育通園事業と地域療育支援事業を実施しています。特に障がいという枠にとらわれず、保護者等が子育てや子どもとの関わり方に困難を感じた時に気軽に相談できる場所として、通級児童も幼児（就園児、未就園児）・小学生ともに相談者が増加しています。

教室では、子どもの行動や遊びを見ながら、お母さんたちと一緒に子育てを考え、子どもの育ちを促します。子どもが抱えている課題に早めに対応することで子ども自身も楽しく遊びを経験でき、集団活動へつながっていきます。



資料：つくんこ教室 各年3月31日現在

○集団の中で困り感のある子どもたち（就学児）

周りの理解や受け入れ、本人の自己肯定感を育てることで、社会の中でいきいきと生活することができるようになります。小学校の段階までに支援を行うことで、将来の自立につなげていくことが大切です。

【通級理由】

単位：人

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	幼児	小学生	幼児	小学生	幼児	小学生	幼児	小学生
ことばの遅れ	15	6	17	8	16	11	14	7
構音	4	2	2	3	2	2	1	1
身体	1	0	2	0	2	1	1	1
発達全般	1	1	2	1	2	2	3	1
行動（発達障がい）	2	6	1	7	2	8	5	9
合計	23	15	24	19	24	24	24	19

資料：つくんこ教室 各年3月31日現在



基本施策4 外国籍児童・生徒への対応

施策の方向性

外国语園児・児童・生徒が等しく教育を受けられるように、必要に応じて日本語指導を行います。また、定住外国人自立支援センターが窓口となり、外国籍住民からの相談対応や情報提供などを行い、保護者を支援します。

▼具体的な取り組み

No.	事業名	事業の概要	担当課
1	日本語指導助手委託事業	幼稚園・小中学校等において外国籍の園児・児童・生徒に対し、日本語の指導など、学校生活への適応に向けた支援を行います。	教育課
2	定住外国人自立支援センター	役場窓口に定住外国人自立支援センターを設置し、相談員が外国籍住民への相談業務や情報提供を行います。	総務課



第5章

子ども・子育て環境の整備





第5章 子ども・子育て環境の整備

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域

保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情、現在の施設の利用状況などを総合的に勘案して設定します。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要）と提供体制の確保内容・実施時期（供給）を記載します。

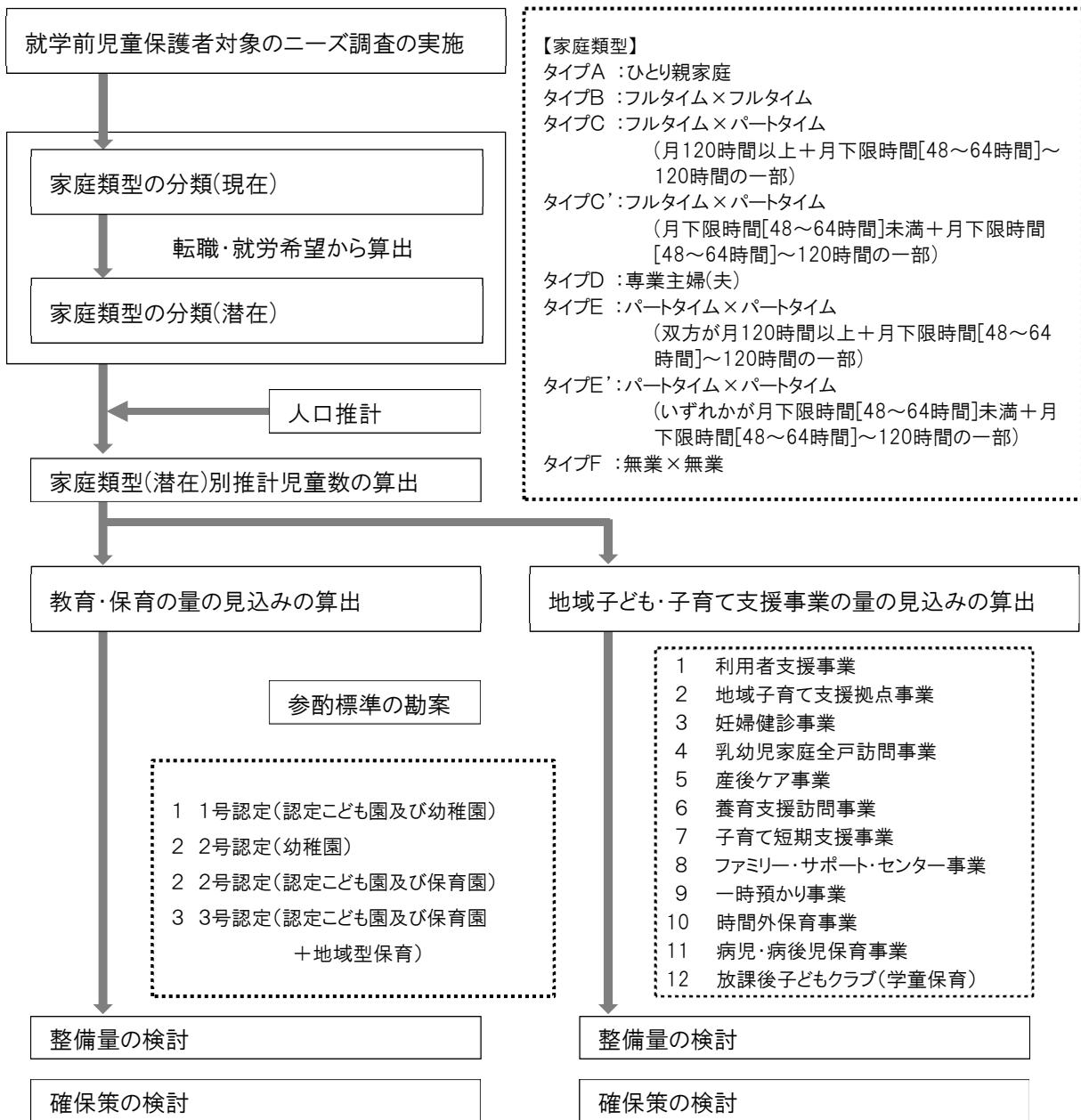
本町においては地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域のため、町内全域を一つの区域として設定し、利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにしています。

2 量の見込みの算出における考え方について

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。



【ニーズ量算出の流れ】



3 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

(1) 教育事業の量の見込みと確保方策

【教育・保育の提供体制の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
1号認定	人	①計画値	94	93	99	98	96
		②実績値	121	129	140	130	125
		②-①	27	36	41	32	29
2号認定	人	①計画値	84	82	83	82	83
		②実績値	88	88	90	83	89
		②-①	4	6	7	1	6
3号認定	0歳	①計画値	8	9	10	12	14
		②実績値	7	12	14	5	9
		②-①	▲1	3	4	▲7	▲5
	1・2歳	①計画値	47	48	53	59	63
		②実績値	54	45	41	62	58
		②-①	7	▲3	▲12	3	▲5
合計	人	①計画値	254	252	271	276	279
		②実績値	270	274	285	280	281
		②-①	16	22	14	4	2



【教育・保育の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
1号認定	人	①量の見込み	147	150	147	137	142	
		②確保方策	160	160	160	160	160	
		②-①	13	10	13	23	18	
2号認定	人	①量の見込み	84	87	84	78	82	
		②確保方策	95	95	95	95	95	
		②-①	11	8	11	17	13	
3号認定	0歳	①量の見込み	14	13	13	13	12	
		②確保方策	15	15	15	15	15	
		②-①	1	2	2	2	3	
	1・2歳	①量の見込み	55	59	58	56	55	
		②確保方策	60	60	60	60	60	
		②-①	5	1	2	4	5	
合計		①量の見込み	300	309	302	284	291	
		②確保方策	330	330	330	330	330	
		②-①	30	21	28	46	39	

○量の見込みと確保方策の考え方

1号認定・2号認定については、既に高い就園率であることから横ばいから微増を見込みました。

各園の定員設定により量の見込みについては十分確保されています。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 確保内容・実施時期

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

【利用者支援事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
利用者支援事業	箇所	①計画値	0	0	0	1	1
		②実績値	-	-	-	1	1
		②-①	-	-	-	0	0

※平成27～29年は未実施。

【利用者支援事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業	箇所	①量の見込み	1	1	1	1	1
		②確保の内容	1	1	1	1	1
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

平成30年に保健センター内に子育て世代包括支援センターが設置されました。

子育て世代包括支援センターには、保健師・助産師の専門職が在籍し、相談事業、訪問事業などを行います。特に、出産後の育児不安解消や母乳育児支援を目的に産後ケア事業を充実させていきます



(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

【地域子育て支援拠点事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
地域子育て支援 拠点事業 (延べ人数)	人回	①計画値	6,300	6,500	6,800	6,800	6,800
		②提供量	3,902	4,323	5,018	4,445	5,120
		②-①	▲2,398	▲2,177	▲1,782	▲2,355	▲1,680

【地域子育て支援拠点事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地域子育て支援 拠点事業 (延べ人数)	人回	①量の見込み	5,122	5,329	5,200	5,250	5,300
		②確保の内容	5,330	5,330	5,330	5,500	5,500
		②-①	208	1	130	250	200

○量の見込みと確保方策の考え方

アンブレラの利用が伸びている実績を考慮して、増加を見込みました。

令和5年度以降は、子育て環境を整備することで、利用が伸びると想定して量を見込みました。

(3) 妊婦健診事業

妊婦一般健康診査費用 14 回分を公費負担することにより、定期的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えるよう支援をする事業。

【妊婦健診（延べ受診回数）の実績値（平成 27 年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (実績見込)
妊婦健診 (延べ受診回数)	回	①計画値	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
		②実績値	883	859	717	816	810
		②-①	▲139	▲163	▲305	▲206	▲212

【妊婦健診（初回健診受診者数）の実績値（平成 27 年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度 (実績見込)
妊婦健診 (初回健診受診者数)	人	①計画値	73	73	73	73	73
		②実績値	70	62	58	69	70
		②-①	▲3	▲11	▲15	▲4	▲3

【妊婦健診の見込み及び確保方策（令和 2 年度～令和 6 年度）】

区分	単位	数値区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
妊婦健診 (初回健診受診者数)	人	①量の見込み	70	70	70	70	70
		②確保の内容	70	70	70	70	70
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

出生見込み数をほぼ横ばいと見込み、初回健診回数を見込み量としました。

保健センターで実施する事業で、必要な量を確保しています。



(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発達状況等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供や養育支援を行う事業。

【乳児家庭全戸訪問事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
乳児家庭 全戸訪問事業	世帯	①計画値	73	73	73	73	73
		②実績値	71	79	57	62	70
		②-①	▲2	6	▲16	▲11	▲3

【乳児家庭全戸訪問事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
乳児家庭 全戸訪問事業	世帯	①量の見込み	70	70	70	70	70
		②確保の内容	70	70	70	70	70
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

保健師による対象世帯全戸への訪問を実施します。

出生見込み数を訪問世帯数として見込みました。



(5) 産後ケア事業

助産師が家庭訪問し、乳房管理や授乳、児のスキンケア等、育児支援を行う事業で、特定妊婦やハイリスク妊婦には、積極的に利用勧奨しており、希望者に対し実施している。

【産後ケア事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
産後ケア事業	人	①計画値	-	-	-	-	-
		②実績値	-	-	-	78	85
		②-①	-	-	-	-	-

※産後ケア対象となる、産婦・新生児・乳児の延べ人数。

【産後ケア事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産後ケア事業	人	①量の見込み	92	92	92	92	92
		②確保の内容	92	92	92	92	92
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

出生見込み数（70人）の1／3が利用を希望し、母子2人に對し、2回訪問するとして見込みました。



(6) 養育支援訪問事業

産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を過ごすことができるよう、育児・家事を援助または保健師等の訪問による具体的な養育に関する指導助言等を実施する事業。

【養育支援訪問事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
養育支援訪問事業	世帯	①計画値	40	40	40	40	40
		②実績値	48	27	27	21	30
		②-①	8	▲13	▲13	▲19	▲10

【養育支援訪問事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	世帯	①量の見込み	30	30	30	30	30
		②確保の内容	30	30	30	30	30
		②-①	0	0	0	0	0

※坂祝町では、保健師による訪問世帯数。

○量の見込みと確保方策の考え方

保健師によるきめ細やかな訪問・支援を実施します。

実績を考慮し、ほぼ横ばいと見込みました。

(7) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

【子育て短期支援事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
子育て短期支援事業	人日	①計画値	2	2	2	2	2
		②実績値	0	0	0	0	0
		②-①	▲2	▲2	▲2	▲2	▲2

【子育て短期支援事業事業の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て短期支援事業	人日	①量の見込み	2	2	2	2	2
		②確保の内容	2	2	2	2	2
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

平成26年度から開始したサービスであり、ニーズ調査での利用意向はありませんが事業の周知を図ることで、一定の利用を見込みました。



(8) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の子育て中の保護者を利用会員とし、援助を受けることを希望する者と乳幼児や児童の預かり等の援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や希望に応じた調整を行う事業。

【ファミリー・サポート・センター事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
ファミサポ事業	人日	①計画値	31	31	31	37	37
		②実績値	13	28	90	27	30
		②-①	▲18	▲3	59	▲10	▲7

【ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ファミサポ事業	人日	①量の見込み	56	59	60	68	63
		②確保の内容	56	59	60	68	63
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

利用実績を踏まえ、横ばいから微増を見込みました。

町でのサポート会員（提供会員）の登録が少ないため、事業の周知や利用しやすさの検討を行っていく必要があります。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に幼稚園、保育園、こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

【一時預かり事業（保育園）の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
一時預かり事業 (保育園)	人日	①計画値	161	161	165	165	164
		②実績値	132	144	102	80	80
		②-①	▲29	▲17	▲63	▲85	▲84

【一時預かり事業（幼稚園）の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
一時預かり事業 (幼稚園)	人日	①計画値	5,058	4,970	5,498	5,410	5,234
		②実績値	4,123	5,047	4,456	4,402	5,553
		②-①	▲935	77	▲1,042	▲1,008	319

【一時預かり事業（保育園）の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (保育園)	人日	①量の見込み	91	94	92	86	86
		②確保の内容	91	94	92	86	86
		②-①	0	0	0	0	0

【一時預かり事業（幼稚園）の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (幼稚園)	人日	①量の見込み	4,604	4,720	4,604	4,278	4,451
		②確保の内容	4,604	4,720	4,604	4,278	4,451
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

幼稚園一時預かり事業については、平成27年度からスタートしたサービスです。

保育園で実施する一時預かり事業については、ニーズ調査結果を考慮し見込みました。現状では、通常保育の職員体制の他に職員の配置が必要なため、人数を制限する場合があります。



(10) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等で保育を実施する事業。

【時間外保育事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
時間外保育事業	人	①計画値	97	97	106	107	112
		②実績値	113	104	46	90	90
		②-①	16	7	▲60	▲17	▲22

【時間外保育事業の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時間外保育事業	人	①量の見込み	90	93	91	86	86
		②確保の内容	90	93	91	86	86
		②-①	0	0	0	0	0

○量の見込みと確保方策の考え方

保育事業において2・3号認定の園児数はほぼ横ばいであることから、時間外保育事業の利用についても横ばいと見込みました。

見込みにあたり、実績と同程度の利用率（充足率）としました。



(11) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。

【病児・病後児保育事業の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分	単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)
病児・病後児保育事業	人日	①計画値	100	110	120	130	140
		②実績値	39	108	77	72	24
		②-①	▲61	▲2	▲43	▲58	▲116

【病児・病後児保育事業の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分	単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病児・病後児保育事業	人日	①量の見込み	40	40	40	40	40
		②確保の内容	38	39	38	36	36
		②-①	▲2	▲1	▲2	▲4	▲4

○量の見込みと確保方策の考え方

町内施設及び広域施設でのサービスの提供を行います。

ニーズ調査の利用意向は高くなっていますが、実際に利用が少ないのがこの事業の特徴です。

実績を考慮しながら現状の利用が続くことを想定した見込みとしました。



(12) 放課後子どもクラブ（学童保育）

保護者が労働等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

【放課後子どもクラブ（学童保育）の実績値（平成27年度～令和元年度）】

区分		単位	数値区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (実績見込)	
放課後 子ども クラブ (学童保育) (延べ人数)	低学年 1～3 年生	人	①計画値	324	348	372	396	420	
			②実績値	615	645	564	577	777	
			②-①	291	297	192	181	357	
	高学年 4～6 年生		①計画値	108	120	132	144	156	
			②実績値	62	191	295	295	284	
			②-①	▲46	71	163	151	128	
	合計		①計画値	432	468	504	540	576	
			②実績値	677	836	859	872	1,061	
			②-①	245	368	355	332	485	

【放課後子どもクラブ（学童保育）の量の見込み及び確保方策（令和2年度～令和6年度）】

区分		単位	数値区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
放課後 子ども クラブ (学童保育) (延べ人数)	低学年 1～3 年生	人	①量の見込み	800	800	800	800	800	
			②確保の内容	800	800	800	800	800	
			②-①	0	0	0	0	0	
	高学年 4～6 年生		①量の見込み	300	300	300	300	300	
			②確保の内容	300	300	300	300	300	
			②-①	0	0	0	0	0	
	合計		①量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
			②確保の内容	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
			②-①	0	0	0	0	0	

○量の見込みと確保方策の考え方

共働き世帯の増加から、ニーズ調査でも高い利用意向となっています。実績を考慮して、伸び率を見込みました。キッズドリームワールド（小学校敷地内施設）での事業実施により必要な量を確保します。また、令和元年度から長期休暇中は小学校ランチルームの一部を借用し、より多くの学童の受け入れを行っています。

※上記、キッズドリームワールドで実施する子どもクラブのほかに町内には、保育所（遊々こども園）が自主運営事業として実施している「学童保育」があります。



5 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

国が示す基本指針では、次の（1）～（6）の項目について、各自治体の考え方を示すこととしています。本町では、国の指針に沿ってその考えを示すとともに、量だけではなく各サービスの質の向上にも努めています。

（1）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育園の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をしやすくするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向を踏まえ、本町においても各園の移行希望や施設の状況などを十分に考慮しながら、必要な体制づくりを支援します。

（2）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的には全ての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

① 幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

② 特に支援を要する子どもに関わる職員の資質向上

全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③ 教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。



(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準を持った子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

また、在宅の子育て家庭を含めて全ての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要です。

妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保、保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮、安全・安心で健全な子育て環境の確保、子育て支援に携わる人材の育成及び活用が必要であると考えます。

(4) 幼稚園や保育園、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と園の職員が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、園児と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(5) 満3歳未満における保育利用率

満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の利用定員の割合（保育利用率）は、令和5年度に36.5%になることを見込み、利用定員の確保を目指します。

【満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の利用定員の割合】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数（人）	198	206	201	196	189
利用定員数（人）	75	75	75	75	75
保育利用率（%）	37.9	36.4	37.3	38.3	39.7



(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公平、適正な支給の確保のため、国が定める方法に基づき、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法についての検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、岐阜県と連携した対応を行います。





第6章

計画の推進にあたって





第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

本計画にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

(2) 関係団体との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育てに関わる家庭をはじめとした、幼稚園、保育園、こども園、小・中学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2 計画の評価

(1) 坂祝町子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について「坂祝町子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行います。

(2) 関係団体との連携・協働

「坂祝町子ども・子育て会議」において本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である令和6年度には、計画の実施状況を評価し、次期の計画を策定します。

【P D C A サイクルによる評価・検証】





資料編





資料編

1 坂祝町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、坂祝町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 学識経験を有する者

(4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第3条 会議に特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、その特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第4条 会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「出席委員」という。)の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



2 坂祝町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	役職名	氏名	備考
1	坂祝町保育園保護者会長	今井 晶子	
2	遊々こども園保護者会長	渡邊 幸子	
3	坂祝幼稚園P T A会長	丹羽 光	
4	乳幼児期家庭教育学級代表	森田 悠子	
5	つくんこ教室保護者会代表	佐藤 鮎美	
6	坂祝保育園代表	大橋 加奈子	
7	遊々こども園長	岡崎 諦裕	
8	坂祝幼稚園長	西村 公孝	
9	教育委員代表	古田 博英	
10	社会福祉協議会長	石原 好弘	
11	商工会長	兼松 政則	
12	主任児童委員	梅田 千枝子	～R1.11.30
13	主任児童委員	山田 千登美	
14	主任児童委員	寺村 愛矢子	R1.12.1～
15	保健推進員代表	兼松 朝子	
16	教育委員会教育課主幹	小西 智大	

事務局

教育長	高橋 正郎	こども課長	大野 泰孝
福祉課主幹 (保健センター)	澤田 里美	こども課課長補佐	山口 哲司
こども課 子育て支援係長	石原 真奈美	こども課係長	伊藤 留奈
こども課主査	加藤 彰延		



第二期 坂祝町子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行元 坂祝町 教育委員会 こども課

〒505-0071

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩 1260 番地 1

TEL : 0574-66-2410

FAX : 0574-26-7097

